

令和6年4月15日

柏市議会議長 円谷憲人様

議員名 岡田智佳



政務活動費収支報告書

柏市議会政務活動費交付条例第13条第1項の規定により、令和5年度
政務活動費に係る収支報告書及び領収書等を提出します。

1 収 入

840,000 円

2 支 出

科 目	金 額 (円)	備 考
研 修 費		
調 査 旅 費		
資 料 購 入 費	57,120	
資 料 作 成 費		
広 報 費	612,073	
広 聴 費		
人 件 費	53,725	
事 務 所 費	166,660	
そ の 他 の 経 費	31,570	
合 計	921,148	

3 残 金

0 円



会計帳簿

5 年度

議員名 岡田 智佳

支出科目 資料購入費				
日付	摘 要	金 額	累 計	備考
4月	読売新聞(朝刊)	3,980	3,980	
	柏市民新聞	780	4,760	
5月	読売新聞(朝刊)	3,980	8,740	
	柏市民新聞	780	9,520	
6月	読売新聞(朝刊)	3,980	13,500	
	柏市民新聞	780	14,280	
7月	読売新聞(朝刊)	3,980	18,260	
	柏市民新聞	780	19,040	
8月	読売新聞(朝刊)	3,980	23,020	
	柏市民新聞	780	23,800	
9月	読売新聞(朝刊)	3,980	27,780	
	柏市民新聞	780	28,560	
10/25	読売新聞(朝刊)	3,980	32,540	
	柏市民新聞	780	33,320	
11/25	読売新聞(朝刊)	3,980	37,300	
	柏市民新聞	780	38,080	
12/25	読売新聞(朝刊)	3,980	42,060	
	柏市民新聞	780	42,840	
1/25	読売新聞(朝刊)	3,980	46,820	
	柏市民新聞	780	47,600	
2/25	読売新聞(朝刊)	3,980	51,580	
	柏市民新聞	780	52,360	
3/25	読売新聞(朝刊)	3,980	56,340	

会計帳簿

5 年度

議員名 岡田 智佳

支出科目 資料購入費				
日付	摘 要	金 額	累 計	備考
	柏市民新聞	780	57,120	

No. 1

領収書等の取次

岡田 智佳 資料購入費 田中領収

領収書

お名前 岡田 智佳 様

5 年 4 月分 振替

銘	柄	部数	本体	消費税	合計
1	読売新聞 朝刊	1	3,685	295	3,980
2					
3					
合 計					3,980 円

◇左記の通り領収しました

領収日 年 月 日

読売センター 柏東部
永尾 太 樹
柏市東上町2-21 TEL 04(7167)2609

領収印

領収書

お名前 岡田 智佳 様

5 年 4 月分 振替

銘	柄	部数	本体	消費税	合計
1	柏市民新聞 税込	1	709	71	780
2					
3					
合 計					780 円

◇左記の通り領収しました

領収日 年 月 日

読売センター 柏東部
永尾 太 樹
柏市東上町2-21 TEL 04(7167)2609

領収印

領収書

お名前 岡田 智佳 様

5 年 5 月分 振替

銘	柄	部数	本体	消費税	合計
1	読売新聞 朝刊	1	3,685	295	3,980
2					
3					
合 計					3,980 円

◇左記の通り領収しました

領収日 年 月 日

読売センター 柏東部
永尾 太 樹
柏市東上町2-21 TEL 04(7167)2609

領収印

領収書

お名前 岡田 智佳 様

5 年 5 月分 振替

銘	柄	部数	本体	消費税	合計
1	柏市民新聞 税込	1	709	71	780
2					
3					
合 計					780 円

◇左記の通り領収しました

領収日 年 月 日

読売センター 柏東部
永尾 太 樹
柏市東上町2-21 TEL 04(7167)2609

領収印

領収書等の貼付票

No. 2

議員名 岡田 智佳
 使途科目 資料購入費

領収書

お名前 岡田 智佳 様

区域 全戸 お問合せNo.

5 年 6 月分 振替

銘	柄	部数	本体	消費税	合計
1	読売新聞 朝刊	1	3,685	295	3,980
2					
3					
合 計					3,980 円

◇左記の通り領収しました

領収日 年 月 日



読売センター柏東部
 永 尾 太 樹
 柏市東上町2-21 TEL 04(7167)2609



領収書

お名前 岡田 智佳 様

区域 全戸 お問合せNo.

5 年 7 月分 振替

銘	柄	部数	本体	消費税	合計
1	読売新聞 朝刊	1	3,685	295	3,980
2					
3					
合 計					3,980 円

◇左記の通り領収しました

領収日 年 月 日



読売センター柏東部
 永 尾 太 樹
 柏市東上町2-21 TEL 04(7167)2609



領収書

お名前 岡田 智佳 様

区域 全戸 お問合せNo.

5 年 6 月分 振替

銘	柄	部数	本体	消費税	合計
1	柏市民新聞 税込	1	709	71	780
2					
3					
合 計					780 円

◇左記の通り領収しました

領収日 年 月 日



読売センター柏東部
 永 尾 太 樹
 柏市東上町2-21 TEL 04(7167)2609



領収書

お名前 岡田 智佳 様

区域 全戸 お問合せNo.

5 年 7 月分 振替

銘	柄	部数	本体	消費税	合計
1	柏市民新聞 税込	1	709	71	780
2					
3					
合 計					780 円

◇左記の通り領収しました

領収日 年 月 日



読売センター柏東部
 永 尾 太 樹
 柏市東上町2-21 TEL 04(7167)2609



領収書等の貼付票

No. 3

議員名 岡田 智佳
 使途科目 資料購入費

領収書

お名前 岡田 智佳 様

区域 全戸 お問合せNo.

5 年 8 月分 振替			
銘	柄	部数	本体
1 読売新聞 朝刊		1	3,685
2			
3			
合計			3,980 円

△左記の通り領収しました

領収日 年 月 日

領収書

お名前 岡田 智佳 様

区域 全戸 お問合せNo.

5 年 8 月分 振替			
銘	柄	部数	本体
1 読売新聞 朝刊		1	709
2 柏市民新聞 税込			71
3			
合計			780 円

△左記の通り領収しました

領収日 年 月 日

読売センター 柏東部
 永尾 太樹
 柏市東上町2-21 TEL 04(7167)2609



領収書

お名前 岡田 智佳 様

区域 全戸 お問合せNo.

5 年 9 月分 振替			
銘	柄	部数	本体
1 読売新聞 朝刊		1	3,685
2			
3			
合計			3,980 円

△左記の通り領収しました

領収日 年 月 日

領収書

お名前 岡田 智佳 様

区域 全戸 お問合せNo.

5 年 9 月分 振替			
銘	柄	部数	本体
1 読売新聞 朝刊		1	709
2 柏市民新聞 税込			71
3			
合計			780 円

△左記の通り領収しました

領収日 年 月 日

読売センター 柏東部
 永尾 太樹
 柏市東上町2-21 TEL 04(7167)2609



読売センター 柏東部
 永尾 太樹
 柏市東上町2-21 TEL 04(7167)2609



読売センター 柏東部
 永尾 太樹
 柏市東上町2-21 TEL 04(7167)2609



No. 4

領収書等の貼付票

議員名 岡田 智佳
使途 材料購入費

領収書

区域 全戸
登録番号 T6040001066023

お問合せNo.

お名前 岡田 智佳 様

5 年 10 月分 振替

銘	柄	部数	金額
1	読売新聞 朝刊	※ 1	3,980
2			
3			
合計			3,980 円

◇左記の通り領収しました

※は軽減税率 (10.0 %対象 (8.0 %対象)

0円 消費税 3,980円 消費税 295円)

領収日 25年10月25日



読売センター 柏東部

永尾 太樹

柏市東上町2-21 TEL 04(7167)2609



領収印を貼付してください

領収書

区域 全戸
登録番号 T6040001066023

お問合せNo.

お名前 岡田 智佳 様

5 年 10 月分 振替

銘	柄	部数	金額
1	柏市民新聞 税込	1	780
2			
3			
合計			780 円

◇左記の通り領収しました

※は軽減税率 (10.0 %対象 (8.0 %対象)

780円 消費税 70円 0円 消費税 0円)

領収日 25年10月25日



読売センター 柏東部

永尾 太樹

柏市東上町2-21 TEL 04(7167)2609



領収印を貼付してください

領収書

区域 全戸
登録番号 T6040001066023

お問合せNo.

お名前 岡田 智佳 様

5 年 11 月分 振替

銘	柄	部数	金額
1	読売新聞 朝刊	※ 1	3,980
2			
3			
合計			3,980 円

◇左記の通り領収しました

※は軽減税率 (10.0 %対象 (8.0 %対象)

0円 消費税 3,980円 消費税 295円)

領収日 25年11月25日



読売センター 柏東部

永尾 太樹

柏市東上町2-21 TEL 04(7167)2609



領収印を貼付してください

領収書

区域 全戸
登録番号 T6040001066023

お問合せNo.

お名前 岡田 智佳 様

5 年 11 月分 振替

銘	柄	部数	金額
1	柏市民新聞 税込	1	780
2			
3			
合計			780 円

◇左記の通り領収しました

※は軽減税率 (10.0 %対象 (8.0 %対象)

780円 消費税 70円 0円 消費税 0円)

領収日 25年11月25日



読売センター 柏東部

永尾 太樹

柏市東上町2-21 TEL 04(7167)2609



領収印を貼付してください

No. 5

氏名 岡田 智佳

用途 資料購入費

領収書

区域 全戸 登録番号 T6040001066023

お問合せNo

お名前 岡田 智佳 様

5 年 12 月分 振替

銘	柄	部数	金額
1	読売新聞 朝刊	※ 1	3,980
2			
3			

合計 3,980 円
※は軽減税率 (10.0 %対象 0円 消費税 3,980円 消費税 295円)

領収日 25年12月25日

◇左記の通り領収しました



読売センター柏東部
永尾太樹
柏市東上町2-21 TEL 04(7167)2609



領収書

区域 全戸 登録番号 T6040001066023

お問合せNo

お名前 岡田 智佳 様

5 年 12 月分 振替

銘	柄	部数	金額
1	柏市民新聞 税込	1	780
2			
3			

合計 780 円
※は軽減税率 (10.0 %対象 780円 消費税 0円 消費税 70円)

領収日 25年12月25日

◇左記の通り領収しました



読売センター柏東部
永尾太樹
柏市東上町2-21 TEL 04(7167)2609



領収書

区域 全戸 登録番号 T6040001066023

お問合せNo

お名前 岡田 智佳 様

6 年 1 月分 振替

銘	柄	部数	金額
1	読売新聞 朝刊	※ 1	3,980
2			
3			

合計 3,980 円
※は軽減税率 (10.0 %対象 0円 消費税 3,980円 消費税 295円)

領収日 26年1月25日

◇左記の通り領収しました



読売センター柏東部
永尾太樹
柏市東上町2-21 TEL 04(7167)2609



領収書

区域 全戸 登録番号 T6040001066023

お問合せNo

お名前 岡田 智佳 様

6 年 1 月分 振替

銘	柄	部数	金額
1	柏市民新聞 税込	1	780
2			
3			

合計 780 円
※は軽減税率 (10.0 %対象 780円 消費税 0円 消費税 70円)

領収日 26年1月25日

◇左記の通り領収しました



読売センター柏東部
永尾太樹
柏市東上町2-21 TEL 04(7167)2609



No. 6

岡田 智佳
読売新聞 購入費
社員名
使途科目

領収書

区域 全戸 〇〇〇〇
登録番号 T6040001066023
お問合せNo. 〇〇〇〇

お名前 岡田 智佳 様

6 年 2 月分 振替

銘	柄	部数	金額	〇左記の通り領収しました
1	読売新聞 朝刊	※ 1	3,980	
2				
3				
合 計			3,980 円	領収日 〇〇年 2 月 25 日

※は軽減税率 (10.0 %対象 0円消費税 3,980円消費税 (8.0 %対象 295円))

領収書

区域 全戸 〇〇〇〇
登録番号 T6040001066023
お問合せNo. 〇〇〇〇

お名前 岡田 智佳 様

6 年 2 月分 振替

銘	柄	部数	金額	〇左記の通り領収しました
1	柏市民新聞 税込	1	780	
2				
3				
合 計			780 円	領収日 〇〇年 2 月 25 日

※は軽減税率 (10.0 %対象 780円消費税 0円消費税 (8.0 %対象 70円))



読売センター 柏東部
永 尾 太 樹
柏市東上町2-21 TEL 04(7167)2609



※裏面もあわせて内容を
十分ご確認ください。

領収書

区域 全戸 〇〇〇〇
登録番号 T6040001066023
お問合せNo. 〇〇〇〇

お名前 岡田 智佳 様

6 年 3 月分 振替

銘	柄	部数	金額	〇左記の通り領収しました
1	読売新聞 朝刊	※ 1	3,980	
2				
3				
合 計			3,980 円	領収日 〇〇年 3 月 25 日

※は軽減税率 (10.0 %対象 0円消費税 3,980円消費税 (8.0 %対象 295円))

領収書

区域 全戸 〇〇〇〇
登録番号 T6040001066023
お問合せNo. 〇〇〇〇

お名前 岡田 智佳 様

6 年 3 月分 振替

銘	柄	部数	金額	〇左記の通り領収しました
1	柏市民新聞 税込	1	780	
2				
3				
合 計			780 円	領収日 〇〇年 3 月 25 日

※は軽減税率 (10.0 %対象 780円消費税 0円消費税 (8.0 %対象 70円))



読売センター 柏東部
永 尾 太 樹
柏市東上町2-21 TEL 04(7167)2609



※裏面もあわせて内容を
十分ご確認ください。

領収書等の貼付票

支払事実申立書（議員用）

次の支払いについて、領収書がない、または一部要件を満たしていませんが、
支払事実と相違ないことを申し立てます。

1 支払年月日

令和5年4月～令和6年3月分（令和5年10月以降は、読売センター柏東
部で領収日を記載）

2 支払金額

57,120円

3 支払先

読売センター柏東部

4 支払内容

読売新聞朝刊及び柏市民新聞

5 領収書がない、または一部要件を満たさない理由

クレジット払いのため、領収証の日付が記載できないとされたため、一部の
期間は、領収日がない領収証を提出します。

令和6年4月15日

議員名 岡 田 智 佳 ⑩

会計帳簿

5 年度

議員名 岡田 智佳

支出科目 広報費

日付	摘 要	金 額	累 計	備考
5/15	議会報告(初夏号)印刷15,000枚	80,190	80,190	
5/24	郵送料(別納引受)108通	7,939	88,129	
5/29	郵送料(別納引受)130通	9,688	97,817	
6/9	郵送料(別納引受)135通	9,899	107,716	
6/21	郵送料(別納引受)127通	9,315	117,031	
6/28	議会報告(初夏号)印刷18,000枚	54,054	171,085	
6/28	新聞折込16,000枚	86,680	257,765	
11/14	郵送料(別納引受)118通	8,680	266,445	
11/28	議会報告(秋冬号)印刷37,250枚	124,146	390,591	
11/28	新聞折込 27,250枚	139,893	530,484	
11/28	郵送料(別納引受)130部	9,545	540,029	
1/17	郵送料(別納引受)20通	1,680	541,709	
1/19	郵送料(別納引受)19通	1,596	543,305	
1/23	郵送料(別納引受)6通	504	543,809	
1/29	議会報告(初春号)印刷5,000枚	56,925	600,734	
1/29	郵送料(別納引受)6通	504	601,238	
2/9	郵送料(別納引受)12通	1,008	602,246	
2/16	郵送料(別納引受)4通	336	602,582	
2/26	郵送料(別納引受)11通	924	603,506	
3/19	郵送料(別納引受)9通	756	604,262	
3/28	郵送料(別納引受)107通	7,811	612,073	

領収書等の貼付票

議員名 岡田 智佳

No. 1

使途科目 広報費

岡田知佳様

領収書

No. 23051501

¥89,100※

議会報告書パブリック初夏号15,000枚4/10納品/折り加工

上記金額正に領収いたしました

令和05年 5月 15日

消費税 ¥8,100-

〒2770005
千葉県柏市柏6-1-3-1608

株式会社あと

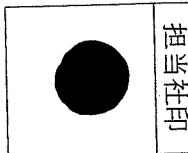
高浦孝行

04-7139-0070

04-7139-0070



担当社印



按分票

領収書日付: 5 年 5 月 15 日

領収書金額: 89,100 円

品名: 議会報告 初夏号 印刷費

按分率: 10 分の 9

政務活動費対象金額: 80,190 円

備考:

領収書等の貼付票

No. 2

議員名 岡田 智 佳

使途科目 広報費

岡田智佳様

領収書

No. 23062801

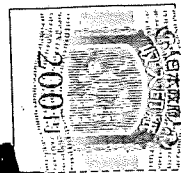
¥60,060※

議会報告書パソネット初夏号18,000枚、5/18納品
上記金額正に領収いたしました

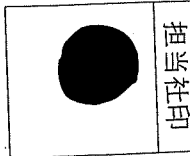
令和05年 6月 28日

消費税 ¥5,460-

〒2770005
千葉県柏市柏6-1-3-608
株式会社あじろ
高浦孝行
04-7139-0070
04-7139-0070



担当社印



按分票

領収書日付: 5 年 6 月 28 日

領収書金額: 60,060 円

品名: 議会報告 初夏号 印刷費

按分率: 10 分の 9

政務活動費対象金額: 54,054 円

備考:

領収書等の貼付票

議員名 岡田 智佳

No. 3

使途科目 広報費

岡田知佳様

領収書

¥86,680※

5/21折込、16,000枚/販売店配送5/15、16,000枚

上記金額正に領収いたしました

令和05年 6月 28日

消費税 ¥7,880-

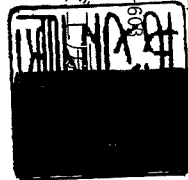
〒2770005
千葉県柏市柏6-1-3-608

株式会社あど

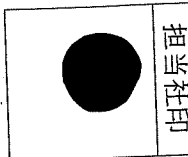
高浦孝行

04-7139-0070

04-7139-0070



担当社印



No. 23062801

領収書等の貼付票

議員名 岡田 智 佳

No. 4

使途科目 広報費

領収書

No. 23112802

岡田知佳様

¥137,940※

議会報告秋冬作成、印刷37,250枚/折り加工1万枚10/22納品

上記金額正に領収いたしました

令和05年 11月 28日

消費税 ¥12,540-

〒2770005
千葉県柏市柏6-1-3-603

株式会社あど

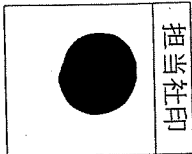
高浦孝行

04-7139-0070

04-7139-0070



担当社印



按分票

領収書日付: 5 年 11月28日

領収書金額: 137,940 円

品名: 議会報告 秋冬号 印刷費

按分率: 10 分 9 円

政務活動費対象金額: 124,146 円

備考:

領収書等の貼付票

議員名 岡田 智佳

No. 5

使途科目 広報費

領収書

No. 23112801

岡田知佳様

¥139,893※

10/29折込、27,250枚/販売店配送10/24配送27,250枚

上記金額正に領収いたしました

令和05年 11月 28日

消費税 ¥12,717-

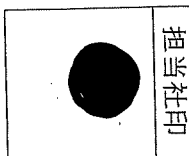
〒2770005
千葉県柏市柏6-1-3-603

株式会社あど

高浦孝行

04-7139-0070

04-7139-0070



領収書等の貼付票

No. 6

議員名 岡田 智佳

使途科目 広報費

領収書

No. 24012901

岡田知佳様
会

¥63,250※

議会報告新春号、印刷5,000枚/折り加工5,000枚12/29納品

上記金額正に領収いたしました

令和06年 1月 29日

消費税 ¥5,750-

〒2770005

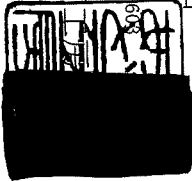
千葉県柏市柏6-1-3-608

株式会社あと

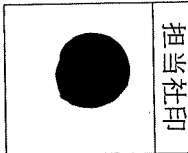
高橋孝行

04-7139-0070

04-7139-0070



担当社印



按分票

領収書日付: 6 年 1 月 29 日

領収書金額: 63,250 円

品名: 議会報告新春号

按分率: 10 分 9

政務活動費対象金額: 56,925 円

備考:

議員名 岡田 智佳
使途科目 広報費

No. 7

領収書

岡田 ちか 様

[別納引受]	
区内特別基 (定)	20.58
@73 103通	¥7,519
小 計	¥7,519
第一種定形 @84 5通	20.58
	¥420
小 計	¥420
郵便物引受合計通数	108通
課税計 (10%)	¥7,939
(内消費税等 非課税計	¥721) ¥0

合計 ¥7,939
お預り金額 ¥10,039
おつり ¥2,100



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
取扱日時: 2023年 5月24日 14:48
発行No. 230524A2640 端N10箱01
連絡先: 沼南大井郵便局
TEL: 04-7191-1941

領収書

岡田 ちか 様

[別納引受]	
第一種定形 @84 18通	21.08
	¥1,512
小 計	¥1,512
区内特別基 (定) @73 112通	24.58
	¥8,176
小 計	¥8,176
郵便物引受合計通数	130通
課税計 (10%)	¥9,688
(内消費税等 非課税計	¥880) ¥0

合計 ¥9,688
お預り金額 ¥10,090
おつり ¥402



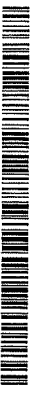
〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
取扱日時: 2023年 5月29日 16:41
発行No. 230529A2833 端N10箱01
連絡先: 沼南大井郵便局
TEL: 04-7191-1941

領収書

岡田 ちか 様

[別納引受]	
区内特別基 (定) @73 131通	21.08
	¥9,563
小 計	¥9,563
第一種定形 @84 4通	21.08
	¥336
小 計	¥336
郵便物引受合計通数	135通
課税計 (10%)	¥9,899
(内消費税等 非課税計	¥899) ¥0

合計 ¥9,899
お預り金額 ¥10,000
おつり ¥101



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
取扱日時: 2023年 6月 9日 11:48
発行No. 230609A9577 端N93箱02
連絡先: 北柏駅前郵便局
TEL: 04-7163-2255

領収書

岡田 ちか 様

[別納引受]	
区内特別基 (定) @73 123通	14.58
	¥8,979
小 計	¥8,979
第一種定形 @84 4通	14.08
	¥336
小 計	¥336
郵便物引受合計通数	127通
課税計 (10%)	¥9,315
(内消費税等 非課税計	¥846) ¥0

合計 ¥9,315
お預り金額 ¥10,320
おつり ¥1,005



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
取扱日時: 2023年 6月21日 16:22
発行No. 230621A3827 端N10箱01
連絡先: 沼南大井郵便局
TEL: 04-7191-1941

議員名 岡田 智佳
使途科目 広報費

No. 8

領収書

岡田 ちか 様

[別納引受]	
区内特別基 (定)	14.0g
@73	112通 ¥8,176
小 計	¥8,176
第一種定形	14.0g
@84	6通 ¥504
小 計	¥504
郵便物引受合計通数	118通
課税計(10%)	¥8,680
(内消費税等(10%))	¥789
非課税計	¥0
合計	¥9,680
お預り金額	¥10,000
おつり	¥1,320

〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
登録番号 T1010001112577
取扱日時: 2023年11月14日 11:24
発行No. 231114A9898 端N10箱01
連絡先: 沼南大井郵便局
TEL: 04-7191-1941

領収書

岡田 ちか 様

[別納引受]	
区内特別基 (定)	14.0g
@73	125通 ¥9,125
小 計	¥9,125
第一種定形	14.0g
@84	5通 ¥420
小 計	¥420
郵便物引受合計通数	130通
課税計(10%)	¥9,545
(内消費税等(10%))	¥867
非課税計	¥0
合計	¥9,545
お預り金額	¥10,055
おつり	¥510

〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
登録番号 T1010001112577
取扱日時: 2023年11月28日 14:45
発行No. 231128A7540 端N13箱01
連絡先: 沼南高柳郵便局
TEL: 04-7191-1942

領収書

岡田 ちか 様

[別納引受]	
第一種定形	20.0g
@84	20通 ¥1,680
小 計	¥1,680
郵便物引受合計通数	20通
課税計(10%)	¥1,680
(内消費税等(10%))	¥152
非課税計	¥0
合計	¥1,680
お預り金額	¥5,700
おつり	¥4,020

〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
登録番号 T1010001112577
取扱日時: 2024年1月17日 16:28
発行No. 240117A8907 端N13箱01
連絡先: 沼南高柳郵便局
TEL: 04-7191-1942

領収書

岡田 ちか 様

[別納引受]	
第一種定形	20.5g
@84	19通 ¥1,596
小 計	¥1,596
郵便物引受合計通数	19通
課税計(10%)	¥1,596
(内消費税等(10%))	¥145
非課税計	¥0
合計	¥1,596
お預り金額	¥2,006
おつり	¥410

〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
登録番号 T1010001112577
取扱日時: 2024年1月19日 13:25
発行No. 240119A4580 端N13箱03
連絡先: 柏郵便局
TEL: 0570-943-764

議員名 岡田 智佳
使途科目 広報費

No. 9

領収書

岡田 ちか

様

[証紙切手引受]	
第一種定形 @84	19.5g ¥504
小 計	¥504
郵便物引受合計通数	6通
課税計(10%)	¥504
(内消費税等(10%))	¥45
非課税計	¥0

合計
お預り金額 ¥504
おつり ¥500

〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
登録番号 T1010001112577
取扱日時: 2024年 1月23日 13:09
発行No. 240123A0906 端N14箱05
連絡先: 柏郵便局
TEL: 0570-943-764

領収書

岡田 ちか

様

[証紙切手引受]	
第一種定形 @84	20.5g ¥504
小 計	¥504
郵便物引受合計通数	6通
課税計(10%)	¥504
(内消費税等(10%))	¥45
非課税計	¥0

合計
お預り金額 ¥504
おつり ¥496

〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
登録番号 T1010001112577
取扱日時: 2024年 1月29日 14:52
発行No. 240129A1904 端N53箱02
連絡先: 柏高島屋郵便局
TEL: 04-7143-4010

領収書

岡田 ちか

様

[別納引受]	
第一種定形 @84	20.5g ¥1,008
小 計	¥1,008
郵便物引受合計通数	12通
課税計(10%)	¥1,008
(内消費税等(10%))	¥91
非課税計	¥0

合計
お預り金額 ¥1,008
おつり ¥2

〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
登録番号 T1010001112577
取扱日時: 2024年 2月 9日 17:44
発行No. 240209A2128 端N14箱01
連絡先: 柏郵便局
TEL: 0570-943-764

領収書

岡田 ちか

様

[証紙切手引受]	
第一種定形 @84	20.5g ¥336
小 計	¥336
郵便物引受合計通数	4通
課税計(10%)	¥336
(内消費税等(10%))	¥30
非課税計	¥0

合計
お預り金額 ¥336
おつり ¥64

〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
登録番号 T1010001112577
取扱日時: 2024年 2月16日 16:22
発行No. 240216A4062 端N10箱01
連絡先: 沼南大井郵便局
TEL: 04-7191-1941

議員名 岡田 智佳
使途科目 広報費

No. 10

領収書

岡田 智佳 様

【証紙切手引受】
第一種定形 11通 20.5g
@84 ￥924

小計 ￥924

郵便物引受合計通数 11通
課税計(10%) ￥924
(内消費税等(10%) ￥84
非課税計 ￥0

合計 ￥924
お預り金額 ￥1,024
おつり ￥100



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
登録番号 T1010001112577
取扱日時: 2024年 2月26日 15:29
発行No. 240228A7023 端N13箱01
連絡先: 柏郵便局
TEL: 0570-943-764

領収書

岡田 智佳 様

【証紙切手引受】
第一種定形 9通 19.5g
@84 ￥756

小計 ￥756

郵便物引受合計通数 9通
課税計(10%) ￥756
(内消費税等(10%) ￥68
非課税計 ￥0

合計 ￥756
お預り金額 ￥1,056
おつり ￥300



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
登録番号 T1010001112577
取扱日時: 2024年 3月19日 14:40
発行No. 240319A2022 端N75箱01
連絡先: 沼南大津ヶ丘郵便局
TEL: 04-7191-2295

領収書

岡田 智佳 様

【引納引受】
区内特別番(定) 107通 20.5g
@73 ￥7,811

小計 ￥7,811

郵便物引受合計通数 107通
課税計(10%) ￥7,811
(内消費税等(10%) ￥710
非課税計 ￥0

合計 ￥7,811
お預り金額 ￥10,011
おつり ￥2,200



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
登録番号 T1010001112577
取扱日時: 2024年 3月28日 12:35
発行No. 240328A3420 端N93箱02
連絡先: 北柏駅前郵便局
TEL: 04-7163-2255

請 求 書

株式会社 株式会社 〇〇〇〇
〒 〇〇〇 〇〇 〇
千葉県柏市柏 〇 〇 〇 〇 〇
TEL:04-7139-0070
FAX:04-7139-0070
担当: 〇〇〇〇

(消費税等込)

下記の銀行にお振込みお願い致します。

株式会社 あど工房

お振込み手数料はお客様のご負担にてお願い致します

請 求 書

株式会社 青葉亭
〒476-0005
千葉県柏市柏6-1-3-603
TEL:04-7139-0070
FAX:04-7139-0070
担当 〇〇〇〇

(消費税等込)

備考

お振込み手数料はお客様のご負担にてお願い致します

請 求 書

株式会社 東京青
〒105-8505
千葉県柏市柏6-1-3-603
TEL:04-7139-0070
FAX:04-7139-0070
担当: [REDACTED]

(消費税等込)

お振込み手数料はお客様のご負担にてお願い致します

請 求 書

お振込み手数料はお客様のご負担にてお願い致します

請 求 書

お振込み手数料はお客様のご負担にてお願い致します

2023/12/28

請 求 書

岡田智佳様

【登録番号】 T1040001069955

株式会社 

72 五 五

千葉県柏市柏6-516

TEL:04-7139-0070

FAX:04-7139-0070

担当：[REDACTED]

下記の通りご請求申し上げます。

合計金額

¥63,250

(消費税等込)

品 名	日 付	サイズ・数量	金 額
岡田ちか2024議会だより新春号パンフレット印刷費 4C/4C※コート90k g	12/29納品	A4×5,000枚	¥32,500
※画像加工費・デザイン費		一式	¥18,000
※蛇腹折り加工		5,000枚	¥7,000
	小計		¥57,500
	消費税10%対象		¥5,750
	合計		¥63,250

備考

下記の銀行にお振込みお願い致します。

株式会社 あど工房

お振込み手数料はお客様のご負担にてお願い致します

柏市議会議員

岡田ちか



3年以上にわたるコロナ禍での生活は、収束に向かい、私たちの日常生活も、元に戻りつつあります。今年の夏は、4年ぶりに手賀沼花火大会(8月5日[土])や柏まつり(7月29日[土]、30日[日])の開催が予定され、柏市も活気を取り戻すものと期待しています。

また、8月6日[日]には、柏市議会議員選挙も行われます。私たち議員は、4年間の活動の評価を受けることとなりますが、選挙のあるなしに関わらず、初心を忘れず、引き続き地道に活動を続けて参ります。



岡田ちか
公式ライン

令和5年第1回定例会(3月議会)

3月議会では、令和5年度の一般会計予算 約1499億円が可決されました。その中で、注目したものを、取り上げます。

【子ども・子育て支援複合施設】を 柏駅前に開設 約4億円373万円

送迎ステーション、子ども図書館、若者の交流スペース

旧そごう柏店アネックス館に、こども図書館、妊娠子育て相談センター、乳幼児一時預かり、中高生世代の居場所など、子供の成長に合わせて利用できる複合施設を、来年度以降開設予定。なお、送迎保育ステーションについては、先行して令和5年度中に開設。

子供の医療費助成を18歳に達する 年度まで拡大 約2億2683万円

現在、中学3年生までとなっている子供医療費助成制度について、対象を高校生相当の年齢まで拡大。

柏市内全21校の中学校体育館に 空調設備を設置 約1億500万円

令和5年度に工事設計、令和6年度に空調設備設置工事を行います。



3月議会では、4人の議員の質問において、議長の代わりを務めました。

柏市ゼロカーボンシティ促進総合 補助金の交付 約3955万円

これまでの家庭向け補助に加え、事業所の脱炭素化や輸送部門のEV化を目的とした「柏市ゼロカーボンシティ促進総合補助金制度」を実施。

デジタル社会に向けた 自治体DX事業 約8945万円

公共施設でのWi-Fi環境整備のほか、LINE(ライン)のトーク上で、行政手続きのオンライン申請ができるよう仕組みを構築。令和7年度までに、原則すべての市民向け行政手続きのオンライン申請を実現を目指しています。

その他、以下の事業も実施されます。

- * パートナシップ・ファミリーシップ届出制度を、3月15日から実施
- * セブンパークアリオ柏に、期日前投票所を新設
- * 5月より、広報かしわの全戸配布を開始

岡田ちか建設経済委員会での質問

高柳駅東口の整備について

Q 令和5年度予算では、約7300万円が計上されているが、今後のスケジュールについては?

A 令和6年～7年に用地買収、設計、工事、令和8年中の完成を予定している。ただ、買収等に時間がかかれば、遅れる可能性もある。



利用者が、ずっと待ち望んでいる。できるだけ遅れないよう、進めて欲しい。



3月議会を終えて

国では、異次元の少子化対策の方針が示されていますが、柏市長による施政方針の中でも、子育て施策や教育が比重を占めました。

子育て施策や教育に力を入れるのは重要ですが、高齢者や子供を持たない人が「取り残された」と感じることをないよう、すべての世代が、住んで良かったと思えるまちを目指すことが、必要だと改めて感じます。

例えば、元気な高齢者を増やすため、健康寿命を延ばすために、高齢者の活動（サークル活動なども含む）に対し補助金を導入したり、物価高騰により生活が苦しくなっている年金生活者を支援することも必要だと考えます。

また、子育て中のお父さん、お母さんの負担を少なくするため、元気な高齢者を中心とした地域での子育て、見守りといった仕組みも、もっと活用すべきだと思います。高齢者が健康であれば、医療費を削減でき、その分の予算を子育て施策にまわせる上、子育て世代は、親世代への介護等の不安や負担が減り、介護と育児を同時に行うWケアといったケースも、少なくなります。



今後柏市では、市立柏病院や小中学校の給食室、公共施設の老朽化による建て替えなどが計画されており、大きな予算が必要である一方、人口減により市税等の税収は、減少していきます。

皆様の意見を届けると同時に、行政運営のチェックを行うのも、市議の大事な役割です。20年後、30年後の市の財政を見据え、次の世代につけを残さないような政策かどうか、しっかりチェックを行っていききたいと思います。

2月に「農のツアー」に参加してきました！



コロナの影響を受けた市内事業者の支援と農の魅力を発見するために、9月議会の補正予算で決まった事業です。建設経済委員会で、詳細について質問した際に、是非、参加したいと思っていました。

布施弁天、いちご狩り、手賀沼フィッシングセンター、道の駅しょうなん、ヌマカフェを巡り、柏市の魅力を再発見してきました☆

編集後記

全ての世代が、暮らしたいと思うまちに

今期の柏市議会も、あと6月議会を残すのみとなりました。毎年この時期になると、自分の実績を議会報告などに書き連ねる議員もいますが、予算が必要な新しい施策の実現は、一議員の力だけでは、難しいことです。新しい施策を実現するには、大勢の議員が力を合わせていかなければ、なりません。

今、柏市では、多くの市民の方から、『コミュニティバス』や『シルバーバス』の早期導入が、求められています。高齢になり、長い距離を歩けなくなったり、運転免許を返納したことで、『交通手段がなくな外なくなった』、『生きがいを失った』といったご意見も伺います。これは、高齢者だけの問題では、ありません。バスが少なくなり、交通の便が悪くなったことで、素晴らしい住環境の地域であっても、若い人が、新しく引っ越してこない、その地域で育った子供たちも、より便の良いたところに出て行ってしまう、そんな地域もあります。

交通施策について市では、交通手段がない地域への対応を念頭に置いているわけですが、私は、高齢者が多く住む住宅地域こそ、隣接する大きな病院やスーパー、最寄りの駅、近隣センターなどを結ぶ『コミュニティバス』が、早急に必要だと考えます。

全ての世代が暮らしたいと思うまちであって欲しい、そのために全力で活動していきます。

岡田ちかプロフィール

我孫子市立根戸小学校、久寺家中学校、千葉県立小金高等学校、学習院大学卒業、早稲田大学大学院修士課程修了(社会人入学)、元総務省年金記録確認第三者委員会 専門調査員、元消費者庁 政策調査員、保護司
2015年(平成27年)8月 柏市議会議員 初当選
2019年(令和元年)8月 柏市議会議員 2期目当選
(資格) 特定社会保険労務士、消費生活コンサルタント、教員免許、宅地建物取引士(有資格)、学芸員資格、表千家茶道講師



[HP] <https://okadachika.com>



岡田ちか

検索

あなたの近(ちか)くに

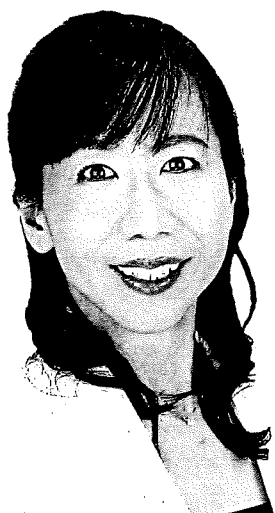
各種相談
受付中!! 2023年

No.28

秋冬 号 議会報告

柏市議会議員

岡田ちか



暑い8月の柏市議会議員選挙では、沢山の方のご支援、ご協力のおかげで、3期目の当選をさせて頂きました。頂いた期待の大きさに、身の引き締まる思いです。4年間重責を果たすべく、全力で取り組んで参ります。

改選後初の9月議会の一般質問では、より良い職場環境や健康で長生きしたいと思える社会の実現について、主に取り上げました。

引き続き、岡田ちかは、身近な市議として、地道な活動を続けて参ります。



岡田ちか
公式ライン

令和5年第3回定例会 (9月議会)

【東葛地域初の小中一貫校】

建て替えの時期が迫っている柏第一小学校を柏中学校の敷地に移転新築、旭東小学校も含め、『小中一貫教育を行う義務養育学校』を令和10年度の開校をめどに整備することが公表されました。

開校時には、小中児童併せて、1400人程度を見込んでいるということです。



多くの議員が、寝耳に水の話。通学距離が長くなる場合のスクールバスの検討、移転した後の2校の跡地利用、一貫教育の具体的な進め方など、議論しなければならない問題が、山積しています。

【学校給食の無償化 (3か月間)】

約4億216万9千円

価格高騰対策として、市内小中学校に通う全ての児童・生徒に対して、令和5年11月～令和6年1月までの3カ月間、学校給食費を無償とします。

【市立中学校の標準制服の導入 推進事業】

約1380万円

寒暖差対策や多様性への配慮に対応するため、現在の制服に次ぐ『もう1つの選択肢』として柏市標準制服(ブレザータイプ)を令和7年度に導入。そのモニター制度として、令和6年5月末から500人に対して無償で提供を予定しています。



アンケート調査により柏市標準制服のデザインが決定しました。

【水道料金減免事業】

水道料金減免額/約4億4500万円
関連事業費/440万円

水道利用者の経済的負担を軽減するため昨年度に引き続き、基本料金1検針分(令和5年11月検針分もしくは、12月検針分)の水道料金の基本料金を免除します。

【ペット避難のガイドラインを策定】

市内中学校、近隣センターなどの避難所に、ペットの屋内避難のスペースの確保を進めるためのガイドラインが策定されました。さらに、東葛地域獣医師会との間で協定を締結し、市内における大規模災害発生時に、動物愛護ふれあいセンター及び市内避難所において、被災動物の救護や支援を受けられるようになります。

詳しくはこちら→ 柏市 ペット避難

検索

会派「みらい民主かしわ」 4人へ!!



これまで2名で活動していた会派は、立憲民主党の新人2人を加え、4名となりました。副議長の任期を終え、今期からまた、会派の長として活動していきます。

9月議会 岡田ちかの一般質問

1 保育士の確保のための対策

Q 休憩、食事に時間が取れない、サービス残業をしているという保育士が多い。人員不足に加え、事務作業が負担といった声も多い。事務作業の見直しなど、もっと現場の声を取り入れて欲しい。

A 担当部長 園長、副園長会議で、現場の声が取り上げられていると考える。

Q すぐに保育士の人数を増やせないのであれば、まずは今できる事、意欲のある保育士が辞めないような環境を作るべきだと考えます。

2 コミュニティバスの実現

Q 南部、沼南地域を中心に乗合ジャンボタクシーが運行しているが、利用者の要望に応じたルートやダイヤの見直しが必要だと考える。誰も乗らないところを遠回りするのではなく、駅、病院、スーパーなど行きたい場所を短時間で結ぶ、多くの市民に喜ばれるコミュニティバスの実現をお願いしたい。

A 担当部長 公共交通不便地域において、路線バスを補完する目的で運行している。ルートは、駅、公共施設、大規模商業施設などへの移動手段となるよう、設定している。

3 時代に即した消防団の在り方

Q 消防団を取り巻く環境が変化し、今後も消防団を継承していくためには、地域でも議論が必要だと考える。特に消防操法大会は、負担が大きいと以前取り上げた。その後、本市はどういった対策をしているのか。

A 担当部長 実施方法を見直し、出場分団を42隊から11隊に変更した。また現在、意識集約のアンケートを実施している。アンケートを基に、環境改善や団員確保につなげていきたい。

4 高齢者の外出支援

Q 免許返納と優遇措置については、これまで何度も取り上げてきたが、公平性の観点という理由で、積極的な検討がなされずにいる。では、発想を転換し、市川市のように75歳以上の市民にバス、タクシーの補助券を発行し、外出を促す取り組みを検討してはどうか。

A 担当部長 状況などを注視し、参考にしていく。

5 カシワニクルのエリア拡大

Q 利用者のニーズと一致していないという声を伺う。複数駅への乗り入れを検討して欲しい。

A 担当部長 既存の公共交通の影響や事業者の意見を考慮し、検討してきた経緯があるので、引き続き検討課題としていく。

6 路線バスの減便対策

Q 大阪府南部では、バス路線廃業の危機にある地域がある。本市でも、早目に対策を講じるべきだと考えるが。

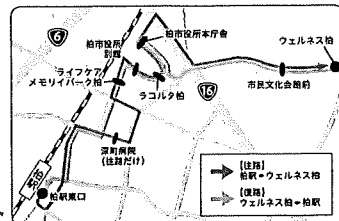
A 担当部長 ドライバー確保の要請と併せ、事業者から要請があった場合は、協議していく。

7 バス路線『ワニバス』の運行開始

Q 市長肝いりの事業、柏駅から市役所本庁舎を経由しウェルネス柏へと向かうバス路線については、昨年バス車両の製造がストップしたことから運行開始が遅れているが、見通しは？

A 市長 9月末には、車両が納車できる見込みであり11月下旬の運行スタートを目指していく。

Q 市民に喜ばれるコミュニティバスとして、今後路線の拡大、延長なども含めて、期待します。



運行ルート

岡田ちか経歴

我孫子市立根戸小学校、久寺家中学校、千葉県立小金高等学校、学習院大学卒業、早稲田大学大学院修士課程修了(社会人入学)
元総務省年金記録確認第三者委員会 専門調査員、
元消費者庁 政策調査員、保護司
2015年(平成27年)9月～ 柏市議会議員 現在3期目
2022年(令和4年)9月 柏市議会議員 第70代副議長
(資格) 特定社会保険労務士、消費生活コンサルタント、
宅地建物取引士(有資格)、教員免許、学芸員資格、
表千家茶道講師



[HP] <https://okadachika.com>



ホームページ フェイスブック X(旧ツイッター) インスタグラム

岡田ちか

検索

あなたの近(ちか)くに

各種相談
受付中!! 2024年

No.29-1

柏市議会議員

岡田ちか

初春 号
議会報告



会派「みらい民主かしわ」の岡田ちかです。
市議会議員となって9度目の新年を迎えました。

昨年の夏の選挙では、大勢の方のご支援、ご協力を頂戴し、3期目の当選をさせて頂きました。「実るほど、頭を垂れる稲穂かな」のことわざのように、経験を重ねるほど謙虚にそして誠実に、職務に取り組んで参ります。

引き続きご支援の程、宜しくお願い申し上げます。



岡田ちか
公式ライン

令和5年第4回定例会 (12月議会)

12月議会では、9月議会に引き続き、多くの議員が、小中一貫校に関する質問を行いました。スクールバスの検討、移転後の2校の跡地利用、一貫校の具体的な教育の進め方など問題は山積しています。1月以降、対象となる地域の方々への説明が行われるようです。会派では、閉会中も勉強会を開き、情報収集などを行っていきます。以下、12月議会で示された事業、決定した事業などを、ご紹介します。

【小学校体育館 空調設備整備事業】

近年の温暖化に伴い、熱中症対策及び避難所強化の観点から、市内の小中学校41校の体育館に空調設備を設置します。令和5年度に設計に着手し、工事は令和6年度から順次行う予定、令和7年度までに、全小中学校体育館の空調整備を、完備します。



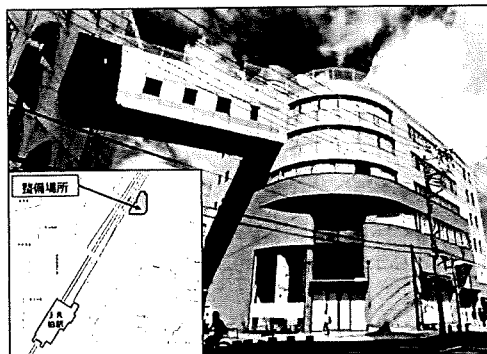
この冬休みから! 【こどもルームへ昼食配送を開始】

夏休み、冬休みなどの学校の長期休校期間中、学校の給食が提供されないため、共働き世帯などにとって、朝のお弁当作りが大きな負担になっているという声を受け、柏市が、ワタミ(株)と協定を締結、市内全こどもルームへの配達が可能となりました。

【柏市子ども・子育て支援複合施設】

12月議会では、柏市子ども・子育て支援複合施設条例が制定。旧そごうアネックス館内に新設される複合施設及び柏駅前送迎保育ステーションの詳細が明らかになりました。

- ① 柏駅前送迎保育ステーション(アネックス館3階)を、市内の指定園3園(12月議会の時点では2園が決定)とバスで結び、送迎ステーションで朝の送り出し、帰りのお迎えができるようになります。使用料は児童1人につき月額1,000円(延長料金あり)
- ② 遊びの広場(アネックス館1階)では、屋内公園のような場所で、乳幼児と小学校3年生までの子供と保護者が無料で遊ぶことができます。使用料は、無料
- ③ 乳幼児一時預かり施設(アネックス館1階)では、保護者のけがや病気などで家庭の保育が出来ない場合や、リフレッシュしたい時に、一時的に子供を預けることができます。(生後6か月から小学校就学の始期に達するまで、幼稚園等の施設に入所していないなどの条件があり)使用料は、児童1人につき1時間500円



■ 柏市柏四丁目9番7号 ※旧そごう柏店アネックス館内

3階	・柏駅前送迎保育ステーション
2階	・妊娠子育て相談センター(母子健康手帳交付相談・伴走型支援)
1階	・乳幼児一時預かり施設 ・遊びの広場

子供の成長にあわせて利用できる
複合施設を柏駅前に開設
※3歳以降順次オープン予定

12月議会 岡田ちかの一般質問

1 ケアラー支援体制の強化

Q すべてのケアラーを対象としたトータル的なちか 相談窓口を設置して欲しい。

A 担当部長 地域包括支援センターの相談内容の分析などを行いながら、効果的な相談窓口の在り方を検討していく。

2 雇用労働対策

Q 来年4月の採用の見通し、辞退率は？
ちか

A 担当部長 現時点で130人を見込んでいる。辞退率は、令和2年から4年度までは、33%だったが、今年度は、試験方法を見直したこともあり19%となっている。

 県や民間企業が既に導入している復職制度や、また、社会人経験者などについては、通年採用の導入なども検討し、志高い柏市役所職員を確保して欲しいと思います。

Q こどもルームで働く職員の処遇や労働環境のちか 改善を検討して欲しい。

A 担当部長 指導員の確保や分業による負担軽減、働環境改善に取り組んでいく。

3 たばこのポイ捨て対策

Q 家の前に吸い殻が何本も落ちていて不安だとちか いうご相談を複数頂いている。有効な対策は？

A 担当部長 パトロールの強化やマナー意識向上のための啓発に取り組む。

4 受診しやすいがん検診へ

Q 予約の電話が通じない、電話が通じたと思っちか たら、集団会場が一杯だという相談を頂く。受けた人が受けられるような体制を整えて欲しいが。

A 担当部長 検討を重ねていく。

5 LINEを活用した道路通報システムの導入

Q 9月議会でラインを活用した通報システムのちか 導入をお願いしたが、導入により通報が増えて、かえって市民サービスの低下を招くとの答弁だった。改めて導入をお願いしたいが。

A 担当部長 DX 推進課と協議を実施しているところで、導入に向けて取り組んでいく。

 先日、市民の方からスマートフォンの写真や位置情報により、道路の不具合の連絡を受けました。正確に情報が把握でき、スムーズに対応できることを実感、担当課にこうした事例を伝え、早期の導入を改めてお願いしました。

編集後記

12月議会では、柏市役所の一般職員、パートタイムの会計年度任用職員、市長、副市長、教育長などの特別職員、そして議員の期末手当に関する条例改正（支給月数の引き上げ）に関する議案が上程されました。

私たちの会派では、柏市議会議員の期末手当については、引き上げ反対の立場を取りました。コロナも収束し、景気も緩やかに回復しつつあること、今回の一般職員の条例改正は、国家公務員の給与改定に準じたものであること、物価上昇に伴い給与の改定が必要となることなどから、一般職、パートタイ

ム会計年度任用職員については、反対する議員もあらず、全会一致で可決。しかし、小零細企業などでは、まだ十分な回復が図られていないことから、私たち議員の期末手当引き上げは少し待つべきだと、会派では意見が一致しました。

結局賛成19反対14（1名は、欠席のため反対にカウントされた）という結果で、議案は可決されました。私たちの12月の期末手当は、増加することとなります。寄付ができない議員は、仕事でその分をお返ししていくしかありません。責任が、さらに重く肩に押し掛かるのを感じています。

岡田ちか経歴

我孫子市立根戸小学校、久寺家中学校、千葉県立小金高等学校、学習院大学卒業、早稲田大学大学院修士課程修了（社会人入学）
元総務省年金記録確認第三者委員会 専門調査員、元消費者庁 政策調査員、保護司
2015年（平成27年）9月～ 柏市議会議員 現在3期目
2022年（令和4年）9月 柏市議会議員 第70代副議長
（資格）特定社会保険労務士、消費生活コンサルタント、宅地建物取引士（有資格）、教員免許、学芸員資格、表千家茶道講師



[HP] <https://okadachika.com>



岡田ちか

検索

会計帳簿

5 年度

議員名 岡田 智佳

支出科目 人件費

日付	摘 要	金 額	累 計	備考
5/11	議会報告(初夏号)ポスティング代	2,970	2,970	
5/15	議会報告(初夏号)ポスティング代	5,445	8,415	
5/20	議会報告(初夏号)ポスティング代	2,970	11,385	
6/7	議会報告(初夏号)ポスティング代	4,950	16,335	
6/17	議会報告(初夏号)ポスティング代	17,820	34,155	
11/25	議会報告(秋冬号)ポスティング代	5,665	39,820	
11/25	議会報告(秋冬号)ポスティング代	3,090	42,910	
12/20	議会報告(秋冬号)ポスティング代	4,635	47,545	
3/24	議会報告(初春号)ポスティング代	6,180	53,725	

領収書等の貼付票

議員名 岡田 智佳

No. 1

使途科目 人件費

領 収 証

No. _____

岡田 ちか 様

2023 年 5 月 11 日

¥ 2,970-

但 (議会報告初夏号) ポスティング代
上記正に領収いたしました (990円 × 3時間)

内 訳	
現 金	
小 切 手	/
手 形	/
消費税額 (10%)	
(8%)	

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

領 収 証

No. _____

岡田 ちか 様

2023 年 5 月 15 日

¥ 5,445-

但 議会報告ポスティング代として
上記正に領収いたしました ¥990 × 5.5時間
(初夏号)

内 訳	
現 金	
小 切 手	/
手 形	/
消費税額 (10%)	
(8%)	

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

領収書等の貼付票

議員名 岡田 智佳

No. 2

使途科目 人件費

領 収 証

No. _____

岡田 ちか 様

2023 年 5 月 20 日

¥ 2,970 -

但 議会報告(初復号)ホステング代(990円×3時間)

上記正に領収いたしました

内 訳	
現 金	
小 切 手	/
手 形	/
消費税額 (10%)	
(8%)	

領 収 証

No. _____

岡田 ちか 様

2023 年 6 月 7 日

¥ 4,950 -

但 ホステイング5時間 990円×5時間=4950
上記正に領収いたしました

議会報告 初復号

内 訳	
現 金	
小 切 手	/
手 形	/
消費税額 (10%)	
(8%)	

領収書等の貼付票

議員名 岡田 智佳

No. 3

使途科目 人件費

領 収 証

No. _____

令和5年6月17日

岡田 ちか 様

¥ 17,820-

但 議会報告(初夏号)ポスティング代
上記正に領収いたしました 990円×18時間

内 訳	
現金	
小切手	/
手形	/
消費税額 (10%)	
(8%)	

[Redacted]

領 収 証

No. _____

2023年11月25日

岡田 ちか 様

¥ 5,665-

但 議会報告(秋冬号)ポスティング代として
上記正に領収いたしました @1030 × 5.5時間

内 訳	
現金	
小切手	/
手形	/
消費税額 (10%)	
(8%)	

[Redacted]

領収書等の貼付票

議員名 岡田 智佳

No. 4

使途科目 人件費

領 収 証

No. _____

令和5年11月25日

岡田 ちか 様

¥ 3,090

但 議会報告(秋冬号)ポスティング代(1,030円×3時間/分)
上記正に領収いたしました

内 訳	
現 金	
小 切 手	/
手 形	/
消費税額 (10%)	
(8%)	



領 収 証

No. _____

2023年12月20日

岡田 ちか 様

¥ 4,635

但 ポスティング代(議会報告 秋冬号)
上記正に領収いたしました 1,030円×4.5時間

内 訳	
現 金	
小 切 手	/
手 形	/
消費税額 (10%)	
(8%)	



領収書等の貼付票

議員名 岡田 智佳

No. 5

使途科目 人件費

領 収 証

No. _____

2024年 5 月 24 日

岡田 ちか 様

¥ 6,180

但 議会報告(初着号) 加2サイン代
上記正に領収いたしました 1,030円×6時間

内 訳	
現 金	
小 切 手	/
手 形	/
消費税額 (10%)	
(8%)	



会計帳簿

5 年度

議員名 岡田 智佳

支出科目 事務所費				
日付	摘 要	金 額	累 計	備考
4/25	事務所家賃(5月分)	16,666	16,666	
5/18	事務所家賃(6月分)	16,666	33,332	
6/22	事務所家賃(7月分)	0	33,332	
7/20	事務所家賃(8月分)	0	33,332	
8/29	事務所家賃(9月分)	16,666	49,998	
9/30	事務所家賃(10月分)	16,666	66,664	
10/31	事務所家賃(11月分)	16,666	83,330	
11/25	事務所家賃(12月分)	16,666	99,996	
12/22	事務所家賃(1月分)	16,666	116,662	
1/27	事務所家賃(2月分)	16,666	133,328	
2/27	事務所家賃(3月分)	16,666	149,994	
3/26	事務所家賃(4月分)	16,666	166,660	

岡田 智佳 様

賃料支払い明細書(令和5年5月分～令和6年4月分)

月分	入金日	家賃	駐車場代	合計額
令和5年5月分	令和5年4月25日	¥40,000	¥10,000	¥50,000
令和5年6月分	令和5年5月18日	¥40,000	¥10,000	¥50,000
令和5年7月分	令和5年6月22日	¥40,000	¥10,000	¥50,000
令和5年8月分	令和5年7月20日	¥40,000	¥10,000	¥50,000
令和5年9月分	令和5年8月29日	¥40,000	¥10,000	¥50,000
令和5年10月分	令和5年9月30日	¥40,000	¥10,000	¥50,000
令和5年11月分	令和5年10月31日	¥40,000	¥10,000	¥50,000
令和5年12月分	令和5年11月25日	¥40,000	¥10,000	¥50,000
令和6年1月分	令和5年12月22日	¥40,000	¥10,000	¥50,000
令和6年2月分	令和6年1月27日	¥40,000	¥10,000	¥50,000
令和6年3月分	令和6年2月27日	¥40,000	¥10,000	¥50,000
令和6年4月分	令和6年3月26日	¥40,000	¥10,000	¥50,000
合 計		¥480,000	¥120,000	¥600,000

家賃 ¥480,000

駐車場代 ¥120,000

合 計 ¥600,000

* 所在地 (柏市高柳1483-10 メゾンマキ101号室)

賃貸人



仲介人

柏市高柳1514-31

有限会社火ノ口不動産
代表取締役 太田裕敦

TEL:04-7192-1160

按分票 領収書日付： 令和5年4月25日 領収書金額： 50,000 円 品名： 事務所家賃 (5 月分) 按分率： 3 分の 1 政務活動費対象金額： 16,666 円 備考：	按分票 領収書日付： 令和5年9月30日 領収書金額： 50,000 円 品名： 事務所家賃 (10 月分) 按分率： 3 分の 1 政務活動費対象金額： 16,666 円 備考：
按分票 領収書日付： 令和5年5月18日 領収書金額： 50,000 円 品名： 事務所家賃 (6 月分) 按分率： 3 分の 1 政務活動費対象金額： 16,666 円 備考：	按分票 領収書日付： 令和5年10月31日 領収書金額： 50,000 円 品名： 事務所家賃 (11 月分) 按分率： 3 分の 1 政務活動費対象金額： 16,666 円 備考：
按分票 領収書日付： 令和5年6月22日 領収書金額： 50,000 円 品名： 事務所家賃 (7 月分) 按分率： 3 分の 0 政務活動費対象金額： 0 円 備考：	按分票 領収書日付： 令和5年11月25日 領収書金額： 50,000 円 品名： 事務所家賃 (12 月分) 按分率： 3 分の 1 政務活動費対象金額： 16,666 円 備考：
按分票 領収書日付： 令和5年7月20日 領収書金額： 50,000 円 品名： 事務所家賃 (8 月分) 按分率： 3 分の 0 政務活動費対象金額： 0 円 備考：	按分票 領収書日付： 令和5年12月22日 領収書金額： 50,000 円 品名： 事務所家賃 (1 月分) 按分率： 3 分の 1 政務活動費対象金額： 16,666 円 備考：
按分票 領収書日付： 令和5年8月29日 領収書金額： 50,000 円 品名： 事務所家賃 (9 月分) 按分率： 3 分の 1 政務活動費対象金額： 16,666 円 備考：	按分票 領収書日付： 令和6年1月27日 領収書金額： 50,000 円 品名： 事務所家賃 (2 月分) 按分率： 3 分の 1 政務活動費対象金額： 16,666 円 備考：

使用方法：OA機器等の備品，事務用消耗品類，広報費等について，按分をする場合に使用。領収書に隣接して貼付します。

按分票 領収書日付： 令和6年2月27日 領収書金額： 50,000 円 品名： 事務所家賃（3月分） 按分率： 3 分の 1 政務活動費対象金額： 16,666 円 備考：	按分票 領収書日付： 年 月 日 領収書金額： 円 品名： _____ 按分率： _____ 分の _____ 政務活動費対象金額： 円 備考：
按分票 領収書日付： 令和6年3月26日 領収書金額： 50,000 円 品名： 事務所家賃（4月分） 按分率： 3 分の 1 政務活動費対象金額： 16,666 円 備考：	按分票 領収書日付： 年 月 日 領収書金額： 円 品名： _____ 按分率： _____ 分の _____ 政務活動費対象金額： 円 備考：
按分票 領収書日付： 年 月 日 領収書金額： 円 品名： _____ 按分率： _____ 分の _____ 政務活動費対象金額： 円 備考：	按分票 領収書日付： 年 月 日 領収書金額： 円 品名： _____ 按分率： _____ 分の _____ 政務活動費対象金額： 円 備考：
按分票 領収書日付： 年 月 日 領収書金額： 円 品名： _____ 按分率： _____ 分の _____ 政務活動費対象金額： 円 備考：	按分票 領収書日付： 年 月 日 領収書金額： 円 品名： _____ 按分率： _____ 分の _____ 政務活動費対象金額： 円 備考：
按分票 領収書日付： 年 月 日 領収書金額： 円 品名： _____ 按分率： _____ 分の _____ 政務活動費対象金額： 円 備考：	按分票 領収書日付： 年 月 日 領収書金額： 円 品名： _____ 按分率： _____ 分の _____ 政務活動費対象金額： 円 備考：

使用方法：OA機器等の備品，事務用消耗品類，広報費等について，按分をする場合に使用。領収書に隣接して貼付します。

注文番号 06-301 ③ 樹動産社 東京・神奈川

No. _____

領収証 2年用

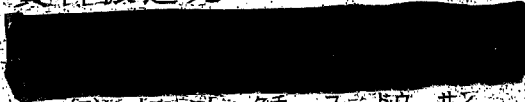
岡田 智佳 様

発行日

5 年 2 月 16 日

メゾンマキ

賃料振込先



(有) ヒーリング・ロード・カンパニー
南火ノ口不動産
千葉県銚市高柳1514 TEL 04(7192)1160

領収 印鑑	合計 50.000	自 至	年 年	月 月	日 日
(1ヶ月家賃) (うち消費税) ¥ 40.000		管理費 共益費 雑費 駐車場料 金 (うち消費税) ¥ 24 ¥ 10.000			
【備考】 この領収証は二年間通用使用致し、 金銭の授受については最も必要な ものでありますから、大切に保管 してください。			収入 印紙		収入 印紙

契 約 事 項

1. 敷金又は保証金の有無にかかわらず、翌月分を毎月 日限り
この領収証と共に相違無く持参の事を確約願います。

1.

貸主又は
管 理 人

〒277-0941 千葉県柏市高柳1514-1
有限会社 火ノ口不動産
代表取締役 火ノ口 弘 毅
TEL 04-7192-1160 FAX 04-7192-1283

契 約 条 件

規 定

1. 契約事項に定められている支払日を確約願います。
支払い遅延又は持参なき為に出張集金の場合は、手数料を申し受ける事があります。
2. 金銭受領の場合の受領印は、指定の「領収印鑑」以外のものが押印してある場合は無効となります。
3. この領収証を喪失された時は、直ちにその旨をお届けください。
お届け以前に生じた損害事故については一切その責任を負いません。
4. この領収証を発行者の承諾なく他に譲渡する事は出来ません。

5 年 5 月分	5 年 4 月 25 日 受け取りました	領 収 印 鑑	-5-4,25 ●
年 6 月分	5 年 5 月 18 日 受け取りました	領 収 印 鑑	5-5,18 ●
5 年 7 月分	5 年 6 月 22 日 受け取りました	領 収 印 鑑	5-6,22 ●

5 年 8 月分	5 年 7 月 20 日 受け取りました	領 収 印 鑑	5-7,20 ●
5 年 9 月分	5 年 8 月 29 日 受け取りました	領 収 印 鑑	5-8,29 ●
5 年 10 月分	5 年 9 月 30 日 受け取りました	領 収 印 鑑	5-9,30 ●

5 年 11 月分	5 年 10 月 31 日 受け取りました	領 収 印 鑑	5-10,31 ●
5 年 12 月分	5 年 11 月 25 日 受け取りました	領 収 印 鑑	5-11,25 ●
6 年 1 月分	5 年 12 月 22 日 受け取りました	領 収 印 鑑	領収 5-12,22 ● 火口不燃品

6 年 2 月分	6 年 1 月 27 日 受け取りました	領 収 印 鑑	
6 年 3 月分	6 年 5 月 27 日 受け取りました	領 収 印 鑑	
6 年 4 月分	6 年 2 月 26 日 受け取りました	領 収 印 鑑	

年 月分	年 月 日 受け取りました	領 収 印 鑑	
年 月分	年 月 日 受け取りました	領 収 印 鑑	
年 月分	年 月 日 受け取りました	領 収 印 鑑	

契 約 条 項

(契約の締結)

第1条 貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は、頭書(1)に記載する目的物件(以下「本物件」という。)について、居住のみを目的とする賃貸借契約(以下「本契約」という。)を以下のとおり締結した。

(契約期間)

第2条 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書(2)記載のとおりとする。

2 甲及び乙は、協議の上、本契約を更新することができる。

(賃料)

第3条 乙は、頭書(3)の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。

2 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。

- 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合
- 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合
- 三 近傍同種の建物の賃料に比較し、賃料が不相当となった場合

3 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月を30日として日割計算した額とする。

(共益費)

第4条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書(3)の記載に従い甲に支払うものとする。

2 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。

3 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月を30日として日割計算した額とする。

(負担の帰属)

第5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。

2 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

3 契約期間中、町内会費その他本物件に入居し生活するにあたって生じる諸費用、会費等については乙の負担とする。

4 乙は、第2条第1項に定める契約期間中、乙の負担で、乙の家財に対する火災保険(借家人賠償責任保険)に加入するものとする。

(敷金)

第6条 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(3)に記載する敷金を甲に交付するものとする。

2 甲は、乙が本契約から生じる債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって当該債務の弁済に充てることができない。

3 賃料が増額された場合、乙は、頭書(3)に記載する月数相当分の新賃料額と旧賃料額の差額を、敷金に補填するものとする。

4 甲は、明渡しまでに生じた本契約から生じる乙の一切の債務を敷金から充当し、なお残額がある場合には、本物件の明渡し後、遅滞なく、その残額を乙に返還しなければならない。

5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(反社会的勢力ではないことの確約)

第7条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。

- 一 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと
- 二 甲又は乙が法人の場合、自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者

をいう。)が反社会的勢力ではないこと

三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと

四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと

ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

2 乙は、甲の承諾の有無にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は転貸してはならない。

(禁止又は制限される行為)

第8条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は転貸してはならない。

2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。

3 乙は、本物件の使用にあたり、次の各号に掲げる行為及びこれらに準じる近隣に迷惑をかける一切の行為を行ってはならない。

一 銃砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること

二 大型の金庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること

三 排水管を腐食させるおそれのある液体を流すこと

四 大音量でテレビ、ステレオ、カラオケ等の操作、ピアノ等の演奏を行うこと

五 猛獣、毒蛇等の明らかに近隣に迷惑をかける動物を飼育すること

六 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること

七 本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること

八 本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせること

4 乙は、本物件の使用にあたり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

一 観賞用の小鳥、魚等であつて明らかに近隣に迷惑をかけるおそれのない動物以外の犬、猫その他小動物等ペットの飼育

二 階段・廊下等共用部分への物品を置くこと

三 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示

5 乙は本物件を30日以上留守にする時は、甲又は管理人に連絡先を届ける。

(乙の管理義務)

第9条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。

2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。

3 乙は、管理規約、使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件の管理上必要な事項を乙に通知した場合、その事項を遵守しなければならない。

4 契約締結と同時に甲は、乙に対し入居に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡のうえ、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。

5 乙は、鍵の追加設置、交換、複製を甲の承諾なく行ってはならない。

(契約期間中の修繕)

第10条 甲は、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。この場合の修繕に要する費用は、乙の責めに帰すべき事由により必要となったものは乙が負担し、その他のものは甲が負担するものとする。

2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめ、その旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。

乙は、本物件内に破損箇所が生じたときは、甲にその旨を速やかに通知し修繕の必要について協議するものとする。その通知が遅れて甲に損害が生じたとき、乙は、これを賠償する。

前項の規定による通知が行われた場合において、修繕の必要が認められるにもかかわらず、甲が正当な理由なく修繕を実施しないときは、乙は自ら修繕することができる。この場合の修繕に要する費用は、第1項に準ずるものとする。

乙は、本項第一号から第七号に掲げる修繕は、甲への通知及び甲の承諾を要することなく、自らの負担において行うことができる。

- 一 畳の取替え、裏返し
- 二 障子紙の張替え、ふすま紙の張替え
- 三 電球、蛍光灯、ビュース、LED照明の取替え
- 四 給水栓、排水栓の取替え
- 五 蛇口のパッキン、コマの取替え
- 六 風呂場等のゴム栓、鎖の取替え
- 七 その他費用が軽微な修繕

(契約の解除)

11条 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは本契約を解除することができる。

- 一 乙が賃料又は共益費の支払義務を2ヶ月以上怠ったとき
 - 二 乙の責めに帰すべき事由により必要となった修繕に要する費用の負担義務を怠ったとき
- 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されずに当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。
- 一 本物件を居住の用以外に使用したとき
 - 二 第8条(第3項第六号から第八号を除く。)に規定する義務のいずれかの規定に違反したとき
 - 三 入居時に、乙又は連帯保証人について告げた事実と重大な虚偽があったことが判明したとき
 - 四 その他乙が本契約の各条項に規定する義務に違反したとき

1) 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

- 一 第7条の確約に反する事実が判明したとき
 - 二 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき
- 4) 甲は、乙が第7条第2項に規定する義務に違反した場合又は第8条第3項第六号から第八号に掲げる行為を行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

(乙からの解約)

12条 乙は、甲に対して30日前までに解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができる。

2 前項の規定にかかわらず、乙は解約申入れの日から30日分の賃料又は賃料相当額を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して30日を経過する日までの間、随時に本契約を解約することができる。

(一部減失等による賃料の減額等)

13条 本物件の一部が減失その他の事由により使用できなくなった場合において、それが乙の責めに帰すべき事由によらないときは甲及び乙は、その使用できなくなった部分の割合に応じて賃料減額の可否や程度、期間、賃料の減額に代替する方法その他必要な事項について協議するものとする。この場合において、賃料を減額するときは、その使用できなくなった部分の割合に応じるものとする。

2 本物件の一部が減失その他の事由により使用できなくなった場合において、残存部分のみでは乙が賃借した目的を達することができないときは、乙は、本契約を解除することができる。

(契約の終了)

第14条 本契約は、本物件の全部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合には、これによって終了する。

(明渡し)

第15条 乙は、明渡し日を10日前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならない。

2 乙は、第11条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。

3 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵を甲に返還し、複製した鍵は甲に引き渡さなければならない。

4 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

(明渡し時の原状回復)

第16条 本物件の明渡し時において、乙は、次に定めるもののほか、通常の使用に伴い生じた本物件損耗を除き、本物件を原状回復しなければならない。

※原状回復に係る特約がある場合に記載する。

2 甲及び乙は、本契約時において、乙の明渡し時の原状回復に係る一般的な取扱いにつき書面により確認した。

3 甲及び乙は、本物件の明渡し時において、第1項の規定に基づいて乙が行う原状回復の内容及び法について協議するものとする。ただし、原状回復の方法は、第1項に特段の定めがない限り、甲工事の手配等を行うものとし、乙は、自らの負担部分に係る費用を甲に対し支払うものとする。

(立入り)

第17条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。

2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。

3 解約申入れ後において、本契約が終了した後に本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受ようとする者が本物件の確認をするときは、甲及び物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。

4 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙承諾を得ずに立ち入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

(甲の通知義務)

第18条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。

一 賃料等支払方法の変更

二 頭書(5)に記載した管理業者の変更

(乙の通知義務)

第19条 乙又は連帯保証人は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。

一 1ヶ月以上の不在又は現に不在であるとき

二 頭書(4)に記載する入居者(出生を除く。)を追加するとき

三 連帯保証人の住所・氏名・緊急の連絡先・その他の変更

四 連帯保証人の死亡又は解散

五 連帯保証人の破産開始決定等連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったとき

(延滞損害金)

第20条 乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年(365日あたり)14.6%の割合による延滞損害金を支払うものとする。

(乙の債務の担保)

第21条 本契約においては、頭書(6)に記載する方法により、乙の債務を担保する。

2 頭書(6)で「連帯保証人」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。

一 頭書(6)記載の連帯保証人(以下「丙」という)は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする。本契約が更新された場合においても、同様とする。

二 前号の丙の負担は、頭書(6)及び記名押印欄に記載する極度額を限度とする。

三 丙が負担する債務の元本は、次のいずれかに該当するときに、確定するものとする。

ア 甲が、丙の財産について、賃料その他の本契約により生じる乙の金銭の支払を目的とする債権についての強制執行又は担保権の実行を申し立てたとき。ただし強制執行又は担保権の実行の手續の開始があったときに限る。

イ 丙が破産手続開始の決定を受けたとき

ウ 乙又は丙が死亡したとき

四 前号に規定する場合又は丙が連帯保証人として要求される能力又は資力を失った場合は、第19条の規定に基づき乙は直ちにその旨を甲に通知するとともに、甲の承諾する新たな連帯保証人に保証委託するものとする。

五 前号の場合において新たに甲との間で連帯保証契約を締結した連帯保証人は、第一号に定める義務を負うものとする。

六 丙の請求があったときは、甲は、丙に対し、遅滞なく、賃料及び共益費等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、乙の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければならない。

3 頭書(6)で「家賃債務保証業者の提供する保証」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。

一 頭書(6)記載の家賃債務保証業者が提供する保証の内容については別に定めるところによるものとし、甲及び乙は、本契約と同時に同保証を利用するために必要な手続きをとらなければならない

二 乙が前号の手続きをとらない場合その他乙の責めに帰すべき事由により前号に定める保証が利用できない場合は、本契約は成立しないものとする。ただし、乙は、頭書(2)記載の契約の始期から本物件を明渡しまでの間の賃料相当損害金を負担しなければならない。

三 前号本文の場合において、別に連帯保証人を立てることにより契約を成立させることを甲乙間で合意した場合には、前号の規定にかかわらず、甲と連帯保証人との間で連帯保証契約が成立したことをもって、頭書(2)記載の契約の始期に本契約が有効に成立したものとみなす。

(連帯保証人への委任)

第22条

借主は連帯保証人に対し、次の各号のいずれかに該当した場合に限り、本契約を解除する権限、並びに解除に伴う貸室の立入り、明渡し及びこれに関する一切の権限を委任するものとする。ただし、上記委任による連帯保証人への代理権の授与は借主と連帯保証人との間に、親戚関係・友人関係・職場関係等の個人的な信頼関係がある場合のみ有効になるものとし、借主が本文の代理権行使に異議がある旨の意思表示を場合によっては、連帯保証人は代理権の行使ができないものとする。

一 借主が賃料の支払いを2ヶ月以上怠り、かつ借主が貸主へ第8条5項の届出をせずに所在不明のまま1ヶ月以上経過しているとき。

二 借主が賃料等の支払いを2ヶ月分を超えて怠り(連帯保証人・家賃保証会社の支払は借主の滞納とみなす)、又は度々遅滞し、貸主の催促によってもその支払をしないとき。

三 借主が高齢・認知症等により貸室での通常の生活することが困難と貸主が判断したとき。

2 借主は、本契約が存続する限り、前項の委任を解約することはできないものとします。

3 借主は、連帯保証人が委任された権限を行使したことにつき、貸主・連帯保証人・その他管理者及び関係者に対して、不服の申立又は損害賠償その他の請求は行わないものとします。

4 借主は、本契約が終了し、明渡し等一切の借主の義務が履行されるまで、前項の委任を解除・代理権授与を撤回することはできないものとします。

(免責)

第23条 地震、火災、風水害等の災害、盗難等その他甲乙双方の責めに帰さない事由又は不可抗力と認められる事故(第14条の場合を含む。)、又は、甲若しくは乙の責めによらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責めを負わないものとする。

(協議)

第24条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(合意管轄裁判所)

第25条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、松戸簡易裁判所を合意管轄とする。但し、当事者で民事調停を選択するも可とする。

(更新に関する事項及び特約事項)

第26条 前条までの規定以外に更新に関する事項及び特約事項については、頭書(7)又は(8)記載の通りとする。

【特約事項】

第1

- ①乙は賃料を滞納したときは、家賃催促装置による請求を受けても異議はない。
- ②賃料は不払いの場合は不動産賃貸の先取特権(民法第311条、第312条、第313条第2項、民事執行法第190条)に基づき、本件建物内の私占有を差し押えることを承諾致します。
- ③期間満了に伴う更新契約は新賃料の1ヶ月分相当を更新料として支払う事を賃借人は確約した。
- ④近隣より苦情の出る行為や著しい騒音は厳に慎むこと。

第2 (心理的特約)

- ①本契約書各条項を遵守する。
- ②自殺、殺人、焼死、その他の心理的瑕疵を生じさせる一切の行為を行わない。
上記事態が発生した時は、注意義務違反、保管業務違反により契約者、保証人、相続人等にも損害賠償責任が生じます。

(環境的特約)

- ①騒音、振動、悪臭
上記事項が発生しないようにする。
- ②浸水、水害
上記事項が発生した時は、まず乙は応急判定をし、関係者(市役所、地主、大家等)に連絡する。
- ③周辺環境
暴力的言動、迷惑行為(自己の生活方法)、ゴミの処理(必ず地域のルールを守る)等、附近から苦情が発生した時は、契約書の特約事項違反です。
上記事項を個人で発生させた場合は契約解除、損害賠償責任が生じます。

【容認事項】

- ①本物件は1973年10月に登記されたものです。本年3月で築47年5ヶ月です。
給排水、電気設備、外壁等に物理的損傷が発生することがあります。特に台風、大雨、突風、地震等により、家屋周辺宅地に事故が発生する事が予想されます。貸主は借主の通知により速やかに修理、修繕を手配する。諸工事が完成するまでは借主は待機する。
- ②建物の敷地は近い将来、区画整理等が行われる予定です。その際はご協力お願いいたします。

上記契約の証として、本契約書を2通作成し、甲乙双方署名捺印の上、各1通を保有する。

※乙は本契約の各条項をよく読み理解、確認しました。

同意日 令和 年 月 日

〔参考資料〕(第16条関係)

【原状回復の条件について】

賃貸住宅の原状回復に関する費用負担の一般原則の考え方は

- ・借主の故意・過失、善管注意義務違反、その他通常の使用方法を超えるような使用による損耗等については、借主が負担すべき費用となる。なお、震災等の不可抗力による損耗、上階の居住者など借主と無関係な第三者がもたらした損耗等については、借主が負担すべきものではない。
- ・建物・設備等の自然的な劣化・損耗等(経年変化)及び借主の通常の使用により生ずる損耗等(通常損耗)については、貸主が負担すべき費用となる。

というものです。

その具体的内容は、国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン(再改訂版)」において定められた別表1及び別表2のとおりですが、その概要は、下記のとおりです。

また、民法第90条及び消費者契約法第8条・第9条・第10条に反しない内容に関して特約の合意がある場合は、その内容によります。本物件の原状回復の条件については、契約書第16条第1項を確認ください。

1 貸主・借主の修繕分担表

貸主の負担となるもの	借主の負担となるもの
【床(畳・フローリング・カーペットなど)】	
1. 畳の裏返し、表替え(特に破損していないが、次の入居者確保のために行うもの) 2. フローリングのワックスがけ 3. 家具の設置による床、カーペットのへこみ、設置跡 4. 畳の変色、フローリングの色落ち(日照、建物構造欠陥による雨漏りなどで発生したもの)	1. カーペットに飲み物等をこぼしたことによるシミ、カビ(こぼした後の手入れ不足等の場合) 2. 冷蔵庫下のサビ跡(サビを放置し、床に汚損等の損害を与えた場合) 3. 引越作業等で生じた引っかきキズ 4. フローリングの色落ち(借主の不注意で雨が吹き込んだことなどによるもの)
【壁、天井(クロスなど)】	
1. テレビ、冷蔵庫等の後部壁面の黒ずみ(いわゆる電気ヤケ) 2. 壁に貼ったポスターや絵画の跡 3. 壁等の画紙、ビン等の穴(下地ボードの張替えは不要な程度のもの) 4. エアコン(借主所有)設置による壁のビス穴、跡 5. クロスの変色(日照などの自然現象によるもの)	1. 借主が日常の清掃を怠ったための台所の油汚れ(使用後の手入れが悪く、ススや油が付着している場合) 2. 借主が結露を放置したことで拡大したカビ、シミ(貸主に通知もせず、かつ、拭き取るなどの手入れを怠り、壁等を腐食させた場合) 3. クーラーから水漏れし、借主が放置したため壁が腐食 4. タバコのヤニ、臭い(喫煙等によりクロス等が変色したり、臭いが付着している場合) 5. 壁等のくぎ穴、ネジ穴(重量物をかけるためにあけたもので、下地ボードの張替えが必要な程度のもの) 6. 借主が天井に直接つけた照明器具の跡 7. 落書き等の故意による毀損
【建具等、襖、柱等】	
1. 網戸の張替え(特に破損はしていないが、次の入居者確保のために行うもの) 2. 地震で破損したガラス	1. 飼育ペットによる柱等のキズ、臭い(ペットによる柱、クロス等にキズが付いたり、臭いが付着している場合)

3. 網入りガラスの亀裂(構造により自然に発生したもの)	2. 落書き等の故意による毀損
【設備、その他】	
1. 専門業者による全体のハウスクリーニング(借主が通常の清掃を実施している場合)	1. ガスコンロ置き場、換気扇等の油污れ、すす(借主が清掃・手入れを怠った結果汚損が生じた場合)
2. エアコンの内部洗浄(喫煙等の臭いなどが付着していない場合)	2. 風呂、トイレ、洗面台の水垢、カビ等(借主が清掃・手入れを怠った結果汚損が生じた場合)
3. 消毒(台所・トイレ)	3. 日常の不適切な手入れもしくは用法違反による設備の毀損
4. 浴槽、風呂釜等の取替え(破損等はしていないが、次の入居者確保のために行うもの)	4. 鍵の紛失又は破損による取替え
5. 鍵の取替え(破損、鍵紛失のない場合)	5. 戸建賃貸住宅の庭に生い茂った雑草
6. 設備機器の故障、使用不能(機器の寿命によるもの)	

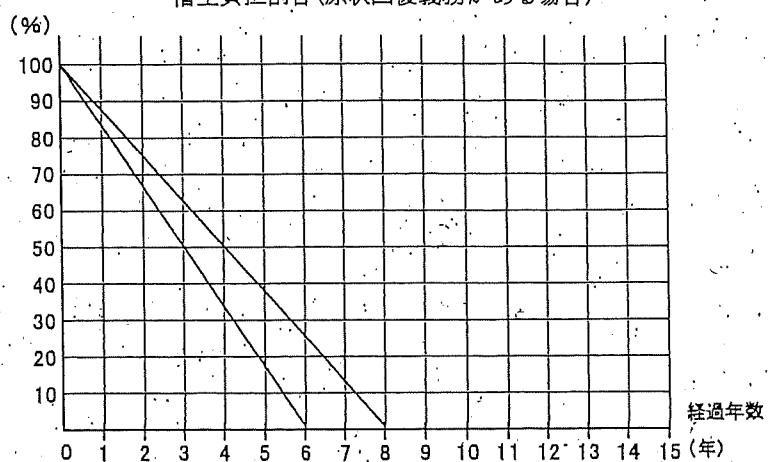
2 借主の負担単位

負担内容		借主の負担単位		経過年数等の考慮
床	毀損部分の補修	畳	原則一枚単位 毀損部分が複数枚の場合はその枚数分(裏返しか表替えかは、毀損の程度による)	(畳表) 経過年数は考慮しない。
		カーペット クッションフロア	毀損等が複数箇所の場合は、居室全体	(畳床・カーペット・クッションフロア) 6年で残存価値1円となるような負担割合を算定する。
		フローリング	原則㎡単位 毀損等が複数箇所の場合は、居室全体	(フローリング) 補修は経過年数を考慮しない。 (フローリング全体にわたる毀損等があり、張り替える場合は、当該建物の耐用年数で残存価値1円となるような負担割合を算定する。)
壁・天井(クロス)	毀損部分の補修	壁(クロス)	㎡単位が望ましいが、借主が毀損した箇所を含む一面分までは張替え費用を賃借人負担としてもやむをえないとする。	(壁〔クロス〕) 6年で残存価値1円となるような負担割合を算定する。
		タバコ等のヤニ、臭い	喫煙等により当該居室全体においてクロス等がヤニで変色したり臭いが付着した場合のみ、居室全体のクリーニング又は張替え費用を賃借人負担とすることが妥当と考えられる。	
建具・柱	毀損部分の補修	襖	1枚単位	(襖紙、障子紙) 経過年数は考慮しない。
		柱	1本単位	(襖、障子等の建具部分、柱) 経過年数は考慮しない。

設備・その他	設備の補修	設備機器	補修部分、交換相当費用	(設備機器) 耐用年数経過時点で残存価値1円となるような直線(又は曲線)を想定し、負担割合を算定する。
	鍵の返却	鍵	補修部分 紛失の場合は、シリンダーの交換も含む。	鍵の紛失の場合は、経過年数は考慮しない。交換費用相当分を借主負担とする。
	通常の清掃※	クリーニング ※通常の清掃や退去時の清掃を怠った場合のみ	部位ごと、又は住戸全体	経過年数は考慮しない。借主負担となるのは、通常の清掃を実施していない場合で、部位もしくは、住戸全体の清掃費用相当分を借主負担とする。

設備等の経過年数と借主負担割合(耐用年数6年及び8年、定額法の場合)

借主負担割合(原状回復義務がある場合)



参 考

参考資料（第16条関係）「I 本物件の原状回復条件」―補足―

3 原状回復工事施工目安単価

（物件に応じて、空欄に「対象箇所」、「単位」、「単価（円）」を記入して使用してください。）

対象箇所		単位	単価（円）
床			
天井・壁			
建具・柱			
設備・その他	共通		
	玄関・廊下		
	台所・キッチン		
	浴室・洗面所・トイレ		
その他			

※この単価は、あくまでも目安であり、入居時における借主・貸主双方で負担の概算額を認識するためのものです。

※したがって、退去時には、資材の価格や在庫状況の変動、毀損の程度や原状回復施工方法等を考慮して、借主・貸主双方で協議した施工単価で原状回復工事を実施することとなります。

あらかじめ乙に対し原状回復に要する費用を情報として提示しておく場合には、この目安単価表に記載をし、参考資料に添付するようにする。

住宅賃貸借契約書(B)

(原状回復の条件様式を「参考資料」とする書式)

貸主 XXXXXXXXXX (以下「甲」という。)と借主 岡田 智佳 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	メゾン・マキ 1階 101号室			
	所 在 地	(住居表示) 柏市高柳1483-10			
		(登記簿)			
	構 造	木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・ その他()/瓦葺・スレート葺・亜鉛メッキ鋼板葺・セメント瓦葺・ 陸屋根・その他()/(2)階建/全(12)戸			
種 類	マンション・アパート・戸建・()		新築年月	1973年 10月 大規模修繕を ()年に実施	
住戸 部分	間 取 り	(1)LDK・DK・K・ワンルーム		床面積	35 m ² (他 バルコニー m ²)
附 属 施 設	駐 車 場	含む			
	バイク置場	含まない			
	自転車置場	含まない			
	物 置	含まない			
	専 用 庭	含まない			

頭書(2) 契約期間

2021年 8月11日 から 2023年 8月 10日まで (2年間)	
目的物件の鍵等の引渡し時期	2019年 5月 18日

頭書(3) 賃料等

賃 料	月額 40,000 円	共 益 費	月額 円	家財保険料	月額 19,000 円
敷 金	40,000 円 (賃料 ヶ月)		円 (賃料 ヶ月)	附属施設料 (駐 車 場)	月額 10,000 円

その他の条件				
貸与する 鍵	鍵No			
	本数	1本	本	本
賃料等の支払時期		翌月分を毎月28日まで		
賃料等の支払 方法	☐ 振込	振込先	振込先金融機関名： 預金：普通 当座 口座番号： 口座名義人： 振込手数料負担者：借主	
	☒ 持参	持参先	有限会社火ノ口不動産	
	☐ 口座引落	委託会社名	ジェイリース株式会社 口座引落手数料負担者：借主様	

頭書(4) 借主、緊急連絡先及び入居者

借主氏名	187田 智佳				
緊急連絡先	氏名	187田 智佳	借主との関係	本人	
	(メールアドレス)	[REDACTED]			
	(自宅)TEL	[REDACTED]			
	(勤務先)TEL	(名称・部署名) 課			
	(携帯)TEL	090-6483-1440			
入居者名	年齢	続柄	入居者名	年齢	続柄
187田 智佳	51	本人			

頭書(5) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	[REDACTED]
	住所	[REDACTED]

管理業者	商号又は名称 有限会社 火ノ口不動産	
所在地	柏市高柳1514-1	TEL 04-7192-1160
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	国土交通大臣()第 号	
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載	
管理担当者	氏名 (賃貸不動産経営管理士：登録番号) ※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載	

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主、連帯保証人が記名押印の上、貸主、借主が各自1通を保有する。

		2021年8月3日	
甲・貸主	氏名	[REDACTED]	TEL [REDACTED]
	住所	[REDACTED]	
乙・借主	氏名	田田 智佳	TEL [REDACTED]
	住所	[REDACTED]	
丙 連帯保証人	氏名	[REDACTED]	TEL [REDACTED]
	住所	[REDACTED]	
	極度額	¥480,000.-	

宅 地 建 物 取 引 業 者	A		B	
	主たる事務所 所在地・TEL	千葉県柏市高柳1514-1 04-7192-1160	主たる事務所 所在地・TEL	
	商号又は名称	有限会社 火ノ口 弘毅	商号又は名称	
	代表者の氏名	火ノ口 弘毅	代表者の氏名	Ⓢ
宅 地 建 物 取 引 士	免許証番号	千葉県 大臣 知事 [REDACTED]	免許証番号	大臣 () 第 号
	免許年月日	平成 30 年 12 月 17 日	免許年月日	年 月 日
	氏 名	火ノ口 弘毅	氏 名	Ⓢ
宅 地 建 物 取 引 士	登録番号	(千葉県) 第 [REDACTED] 号	登録番号	() 第 号
	業務に従事する 事務所名	有限会社 火ノ口不動産	業務に従事する 事務所名	
	事務所所在地 TEL	千葉県柏市高柳1514-1 04-7192-1160	事務所所在地 TEL	

※Ⓢは実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

居住用建物賃貸借契約書 (更新)

賃貸人 XXXXXXXXXX (以下、「甲」という。) と、賃借人 岡田 智佳 (以下、「乙」という。)
 とは、下記記載の物件に関し、2021年8月11日を契約始期とする賃貸借契約 (以下、「原契約」という。) について、次の通り賃貸借契約 (以下、「本契約」という。) の更新契約を締結する。

(A) 物件の表示	建物の名称	メゾンマキ		部屋番号	101
	住居表示	千葉県柏市高柳 1483-10			
	用途	住居		種類	アパート
	建物構造	木造 地上 2 階建			
	床面積	23.19 m ²		間取り	1DK
(B) 賃貸借の条件	契約期間	2023 年 8 月 11 日 から 2025 年 8 月 10 日 まで			
	賃料	月額	40,000 円	敷金	40,000 円
	駐車場	月額	10,000 円	更新料	42,000 円
				家財保険料	19,000 円
	その他月額費用	-			
	支払い方法	現金手渡しまたは指定銀行口座へ銀行振込にて支払い			
	支払い期限	翌月分を毎月末日までに手渡しまたは銀行振込にて支払い (振込手数料は乙の負担とする。)			
	賃料等の振込先	XXXXXXXXXX			
		XXXXXXXXXX XXXXXXXXXX			
	入居者	以上			

甲と乙は、本物件について賃貸借契約を締結し、その証として本契約書2通を作成し、甲乙及び連帯保証人（以下「丙」という）が署名（記名）押印の上、甲乙各1通を保有するものとする。

2023 年 8 月 10 日

貸主（甲）

住所

氏名

電話番号

借主（乙）

住所

氏名

田 智 臣

電話番号

連帯保証人（丙）

住所

氏名

実印

電話番号

極度額 500,000 円

【媒介業者】

千葉県知事 (11) 第 6877 号

千葉県柏市高柳 1514 番 1 号

有限会社火ノ口不動産

代表者 火ノ口 恵子

登録番号 千葉県知事

宅地建物取引士：

契約条項

第1条 (目的)

- 1 甲は、乙に対し表記の物件 (A) (以下「本物件」という) を賃貸し、乙はこれを賃借する。

第2条 (契約期間及び更新)

- 1 更新後の契約期間は表記 (B) のとおりとする。
- 2 甲及び乙は、協議の上、本契約を更新することができる。
- 3 甲は、乙から契約期間満了の1ヶ月前までに、甲に対して書面をもって本契約の存続に関し、何らの申し出でない場合には、当該期間の満了の翌日より起算してさらに期間、賃料等同一条件にて本契約を合意更新したものとみなす。以後この例による。
- 4 本契約を更新する場合、乙は甲に対し、更新料として、表記 (B) に定める更新料を更新契約開始の前日までに支払うものとする。
- 5 前項に定める更新料は、当該更新が合意更新か法定更新かの如何にかかわらず、本契約開始日以後、2年経過する毎に発生するものとする。尚、更新料は、更新後の入居期間にかかわらず返還や精算を行わないものとする。

第3条 (使用目的)

- 1 乙は、居住のみを目的として本物件を使用しなければならない。

第4条 (賃料)

- 1 乙は、表記 (B) の記載に従い、甲に賃料を支払わなければならない。
- 2 1ヶ月に満たない期間の賃料は、当月の日数にて日割計算した額とする。尚、日割の計算方法は賃料を当月の日数にて除した後に、使用日数を乗じた金額の小数点以下を四捨五入する。
- 3 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には契約期間中であっても、協議の上、賃料を改定することができる。
 1. 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により賃料が不相当となった場合
 2. 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情により賃料が不相当となった場合
 3. 近傍同種の土地又は建物の賃料に比較して賃料が不相当となった場合

第5条 (管理・共益費等)

- 1 乙は、管理・共益費及び附属施設料等 (以下「管理・共益費等」という) を表記 (B) のとおり甲に支払わなければならない。
- 2 1ヶ月に満たない期間の管理・共益費等は、当月の日数にて日割計算した額とする。尚、日割の計算方法は管理・共益費等を当月の日数にて除した後に、使用日数を乗じた金額の小数点以下を四捨五入する。

- 3 甲及び乙は、管理・共益費等が前条第3項に準じる事由により不相当となった時は、協議の上、改定することができる。
- 4 乙は、次の各号に定める料金等を負担しなければならない。
 1. 電気・ガス・水道及び電話その他の乙専用設備にかかる使用料金
 2. 衛生・防火・防犯その他、乙の負担すべき費用
 3. 本契約締結と同時に加入する火災保険等料金

第6条 (更新料の支払い)

- 1 乙は、本契約締結時に甲に対し、更新料として、金 42,000 円也を甲の請求に従い、甲の指方法で支払うものとする。尚、更新料の支払にかかる手数料は乙が負担するものとし、更新料は、名目の如何にかかわらず返還や精算を甲に対して求めることはできない。

第7条 (敷金)

- 1 乙は、本契約から生じる乙の債務の担保として、表記 (B) の敷金を本契約締結と同時に甲に預け入れるものとする。
- 2 乙は、本物件を明渡すまでの間、敷金をもって賃料、管理・共益費等その他債務と相殺することができない。
- 3 乙は、敷金返還請求権を第三者に譲渡し、又は担保の目的に供してはならない。
- 4 乙は、賃料が増額され敷金が不足することになった場合、不足分をすみやかに補填しなければならない。
- 5 甲は、本物件の明渡しがあった時は、明渡し後1ヶ月以内に敷金の全額を無利息で乙に返還しなければならない。但し、本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には、当該債務の額を敷金から差し引くことができる。この場合には、甲は、敷金から差し引く債務の額の内訳を乙に明示しなければならない。

第8条 (反社会的勢力の排除)

- 1 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。
 1. 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員 (以下総称して「反社会的勢力」という) ではないこと。
 2. 自らの役員 (業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう) が反社会的勢力ではないこと。
 3. 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。
 4. 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
 - (ア) 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為。
 - (イ) 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為。

第9条（禁止又は使用の制限）

- 1 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき賃借権を譲渡し、又は、転貸してはならない。
- 2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件上の建物の増築・改築・移転・もしくは模様替、又は、本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。
- 3 乙は、本物件の使用に当たり、別表1に掲げる行為を行ってはならない。
- 4 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、別表2に掲げる行為を行ってはならない。

第10条（規約の遵守等）

- 1 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。
- 2 乙は、管理規約・使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件管理上必要な事項を乙に通知した場合、その事項を遵守しなければならない。

第11条（通知義務）

- 1 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には甲又は甲指定の管理人にすみやかに通知しなければならない。
 1. 乙の氏名・緊急時の連絡先等に変更がある場合。
 2. 丙に住所・氏名・電話番号等の変更がある場合。
 3. 本物件に変更が生じ又は甲の負担において修繕を要する箇所が生じた場合。
 4. 乙が法人の場合、記載事項に変更があった場合。

第12条（契約期間中の修繕）

- 1 甲は、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。この場合において、乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、乙が負担しなければならない。
- 2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめその旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
- 3 乙は甲の承諾を得ることなく、別表3に掲げる修繕を自らの負担において行なうことができる。

第13条（契約の解除）

- 1 甲は、乙において次のいずれかの事由が生じた場合は、相当の期間を定めて当該義務の履行等を催告した上で、履行されない場合は、本契約を解除することができる。
 1. 賃料・管理・共益費等を支払わなかった場合。
 2. 乙が本契約に違反した場合。
 3. 入居の申込みをする際の内容について虚偽の申し出をしたと認められた場合。

- 2 甲は、乙において本物件を使用するにあたり、次のいずれかの事由が生じた場合、何らの催告を要せず即時、本契約を解除することができる。
 1. 乙又はその同居人の行為が、本物件の共同生活の秩序を著しく乱すもの又は、近隣に著しく迷惑をかけるものと認められた場合。
 2. 乙又はその同居人に覚醒剤・売春など警察の介入を生じさせる行為があった場合。
 3. 乙が甲への何らの通知なしに1ヶ月以上の長期にわたり所在不明となった場合。
 4. 乙が第9条に該当する行為を行った場合。
 5. 乙又はその同居人に反社会的勢力に該当する団体の構成員、支配下にあるものを本物件に反復継続して出入りさせたり近隣居住者の平穏を害する恐れのある行為があった場合。
 6. 乙又はその同居人が本物件を反社会的勢力に該当する団体の事務所等として使用した場合あるいは第三者に同様の目的で使用することを許諾した場合。
- 3 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せず本契約を解除することができる。
 1. 第8条の確約に反する事実が判明した時
 2. 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当した時
- 4 本契約は、天災・地変・火災などにより本物件を通常の用に供することができなくなった場合、又は、将来都市計画等により本物件が収用又は使用を制限され、賃貸借契約を継続することができなくなった場合には、当然に消滅する。
- 5 前項の場合、甲は乙の被った損害について何ら責任を負わないものとし、乙は甲に対して名目の如何を問わず金銭その他の請求を行わないこと。

第14条（中途解約）

- 1 乙は、何らの事由がなくても1ヶ月以上前の予告期間をもって、甲に対し書面で解約を申し入れることができる。この場合、予告期間の満了と同時に本契約は終了する。
- 2 前項の規定にかかわらず、乙は、1ヶ月分の賃料相当額を甲に支払うことにより、即時に本契約を解約することができる。
- 3 乙が、本条第1項、第2項に規定する解約の申入れは、甲の承諾をなくして撤回、または取り消すことができない。

第15条（一部滅失等による賃料の減額等）

- 1 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、それが乙の責めに帰すべき事由によらないときは甲及び乙は、その使用できなくなった部分の割合に応じて賃料減額の可否や程度、期間、賃料の減額に代替する方法その他必要な事項について協議するものとする。この場合において、賃料を減額するときは、その使用できなくなった部分の割合に応じるものとする。
- 2 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、残存する部分の

みでは乙が賃借した目的を達することができないときは、乙は、本契約を解除することができる。

第 16 条 (明渡し・原状回復義務)

- 1 乙は、明渡し日を事前に甲又は甲指定の管理人あてに通知し、立会日を協議した上、本契約が終了するまでに本物件を明渡さなければならない。但し、第 13 条の規定に基づき本契約が解除された場合は、直ちに本物件を明渡さなければならない。
- 2 乙は、前項の明渡しをする時には、明渡し日を事前に甲に通知しなければならない。
- 3 乙は、前項の規定において、通常の使用にともない生じた本物件の損耗を除き、乙の費用負担で本物件を原状回復しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、乙が任意に原状回復をしない場合には、甲は、乙の費用負担のもとに原状回復をすることができる。この場合に甲及び乙は、本物件の明渡し時において、契約時に特約を定めた場合は当該特約を含め、別表 4 の規定に基づき、乙が行う原状回復の内容及び方法について協議するものとする。
- 5 本物件の損害又は損耗のうち、乙の故意又は過失によるのか、あるいは通常の使用により生じたものが判明しない場合の原状回復については、乙の本物件居住年数に基づく負担割合で乙が費用負担するものとする。
- 6 乙は、本物件の明渡しに際しては、残存物をすべて処理し、室内の清掃、公共料金等の精算を済ませた上、鍵等貸与されたものを返還するものとする。
- 7 乙は、甲に対して甲の同意を得て、付加又は買い受けた造作について買い取りの請求を行わないものとする。

第 17 条 (立ち入り等)

- 1 甲又は甲指定の管理人は、本物件の防火・構造の保全、その他管理上特に必要がある時は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入り点検し、措置を講ずることができる。
- 2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立ち入りを拒否することはできない。
- 3 契約終了後において、本物件を賃借しようとする者、又は、本物件を譲り受けようとする者が下見をする時は、甲及び下見をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。
- 4 前項の規定にかかわらず、甲又は甲指定の管理人は、緊急に立ち入る必要がある場合において、あらかじめ乙の承諾を得ることなく本物件に立ち入ることができる。但し、甲は、乙の不在時に立ち入った時は、立ち入り後にすみやかにその旨を通知しなければならない。

第 18 条 (損害賠償)

- 1 乙が賃料・管理費等の支払いを遅滞した時は、年 14.6%の割合で遅延損害金を支払わねばなら

ない。

- 2 乙は、その他の第三者との間で生じた本物件に関する損害賠償問題等については、その当事者間で問題を解決するものとする。

第19条（連帯保証人の責任）

- 1 丙は、乙と連帯して、仮に丙が更新契約書に署名捺印していなくても、又、法定更新された場合でも、本契約が存続する限り、本契約から生じる乙の一切の債務を負担するものとする。
- 2 前号の丙の負担は、記名押印欄に記載する極度額を限度として債務を履行する責を負うものとする。
- 3 乙は、丙が欠けた時、又は、丙が適当でないと甲が認めた時は、甲の請求に従い、直ちに甲が承諾する者に連帯保証人を変更しなければならない。

第20条（協議）

- 1 甲及び乙は、本契約に定めがない事項あるいは条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令、一般の不動産取引の慣行に従い誠意をもって協議し、解決するものとする。

第21条（管轄裁判所）

- 1 本契約に関する訴訟の管轄裁判所は、本物件所在地の管轄裁判所と定める。

第22条（特約条項）

- 1 特約事項については特約事項欄に記載するとおりとする。

【特約事項欄】

1. 更新前の契約において、甲と乙の間で合意されている事項（原契約に記載されている事項、及び、契約期間中に形式の如何を問わず甲乙で合意された内容。）については、本契約において明示されていない場合であっても、その事項については本契約においても引き続き効力を有する。

以下、余白。

別表 1 (第 9 条第 3 項関係)

一	本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること。
二	本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること。
三	本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせること。
四	鉄砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品などを製造又は保管すること。
五	大型の金庫その他の重量の大きな物品を搬入し、又は備え付けること。
六	排水管を腐食させるおそれのある液体を流すこと。
七	大音量でテレビ、ステレオ等の操作、ピアノなどの演奏を行うこと。
八	猛獣、毒蛇などの明らかに近隣に迷惑をかける動物を飼育すること。

別表 2 (第 9 条第 4 項関係)

一	本物件の増築・改築・移転・もしくは模様替。
二	階段、廊下等の共用部分に物品を置くこと。
三	階段、廊下等の共用部分に看板、ポスター等の広告物を掲示すること。
四	観賞用の小鳥、魚等であつて明らかに近隣に迷惑をかけるおそれのない動物以外の犬、猫等の動物（別表第 1 第八号に掲げる動物を除く。）を飼育すること。

別表 3 (第 12 条第 3 項関係)

乙（借主）の甲（貸主）の承諾なく修繕可能箇所

畳の取り替え・裏返し	電球、蛍光灯の取替え	ふすま紙の張替え
ヒューズの取り替え	排水栓の取替え	給水栓の取替え
障子紙の張替え	その他費用が軽微な修繕	

別表 4 (第 16 条関係)

【原状回復の条件について】

本物件の原状回復は、下記の「例外としての特約」による以外は、賃貸住宅の原状回復に関する費用負担の一般原則の考え方によります。すなわち、

- 1 賃借人の故意・過失、善管注意義務違反、その他通常の使用方法を超えるような使用による損耗等については、賃借人が負担すべき費用となります。
- 2 建物・設備等の自然的な劣化・損耗等（経年変化）及び賃借人の通常の使用により生ずる損耗等（通常損耗）については、賃貸人が負担すべき費用となるものとします。

その具体的内容は、国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン（再改訂版）」において定められた別表 1 及び別表 2 のとおりですが、その概要は、下記のとおりです。

I. 本物件の原状回復条件

（但し、民法第 90 条及び消費者契約法第 8 条、第 9 条、及び第 10 条に反しない内容に関して、下記の「例外としての特約」の合意がある場合は、その内容によります。）

II. 例外としての特約

原状回復に関する費用の一般原則は上記のとおりですが、賃借人は、例外として、下記の費用については、賃借人の負担とすることに合意します（但し、民法第 90 条及び消費者契約法第 8 条、第 9 条、及び第 10 条に反しない内容に限ります）。

- ・賃貸人指定の専門業者によるハウスクリーニング費用

1. 賃貸人・賃借人の修繕分担表

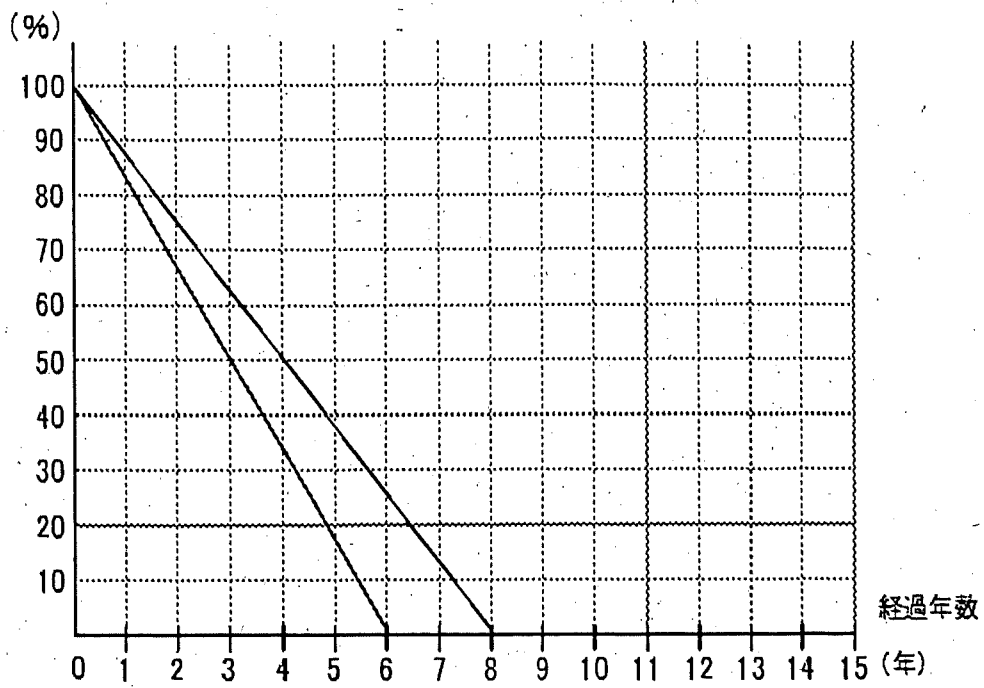
賃貸人の負担となるもの	賃借人の負担となるもの
【床（畳・フローリング・カーペットなど）】	
畳の裏返し、表替え（特に破損していないが、次の入居者確保のために行うもの） フローリングのワックスがけ 家具の設置による床、カーペットのへこみ、設置跡 畳の変色、フローリングの色落ち（日照、建物構造・陥による雨漏りなどで発生したもの）	1. カーペットに飲み物等をこぼしたことによるシミ、カビ（こぼした後の手入れ不足等の場合） 2. 冷蔵庫下のサビ跡（サビを放置し、床に汚損等の損害を与えた場合） 3. 引越作業等で生じた引っかきキズ 4. フローリングの色落ち（賃借人の不注意で雨が吹き込んだことなどによるもの）
【壁、天井（クロスなど）】	
テレビ、冷蔵庫等の後部壁面の黒ずみ（いわゆる電気ヤケ） 壁に貼ったポスターや絵画の跡 壁等の画鋸、ピン等の穴（下地ボードの張替えは必要な程度のもの） エアコン（賃借人所有）設置による壁のビス穴、跡 クロスの変色（日照などの自然現象によるもの）	1. 賃借人が日常の清掃を怠ったための台所の油汚れ（使用後の手入れが悪く、ススや油が付着している場合） 2. 賃借人が結露を放置したことで拡大したカビ、シミ（賃貸人に通知もせず、かつ、拭き取るなどの手入れを怠り、壁等を腐食させた場合） 3. クーラーから水漏れし、賃借人が放置したため壁が腐食 4. タバコのヤニ、臭い（喫煙等によりクロス等が変色したり、臭いが付着している場合） 5. 壁等のくぎ穴、ネジ穴（重量物をかけるために開けたもので、下地ボードの張替えが必要な程度のもの） 6. 賃借人が天井に直接つけた照明器具の跡 7. 落書き等の故意による毀損
【建具等、襖、柱等】	
網戸の張替え（特に破損はしていないが、次の入居者確保のために行うもの） 地震で破損したガラス 網入りガラスの亀裂（構造により自然に発生したもの）	1. 飼育ペットによる柱等のキズ、臭い（ペットによる柱、クロス等にキズが付いたり、臭いが付着している場合） 2. 落書き等の故意による毀損
【設備、その他】	
専門業者による全体のハウスクリーニング（賃借人が通常の清掃を実施している場合） エアコンの内部洗浄（喫煙等の臭いなどが付着していない場合） 消毒（台所・トイレ） 浴槽、風呂釜等の取替え（破損等はないが、次の入居者確保のために行うもの） 鍵の取替え（破損、鍵紛失のない場合） 設備機器の故障、使用不能（機器の寿命によるもの）	1. ガスコンロ置き場、換気扇等の油汚れ、すす（賃借人が清掃・手入れを怠った結果汚損が生じた場合） 2. 風呂、トイレ、洗面台の水垢、カビ等（賃借人が清掃・手入れを怠った結果汚損が生じた場合） 3. 日常の不適切な手入れもしくは用法違反による設備の毀損 4. 鍵の紛失又は破損による取替え 5. 戸建賃貸住宅の庭に生い茂った雑草

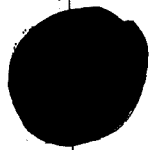
2. 賃借人の負担単位

負担内容		賃借人の負担単位		経過年数等の考慮
床	毀損部分の補修	畳	原則一枚単位 毀損部分が複数枚の場合はその枚数分 (裏返しや表替えかは、毀損の程度による)	(畳表) 経過年数は考慮しない。
		カーペット クッションフロア	毀損等が複数箇所の場合は、居室全体	(畳床・カーペット・クッションフロア) 6年で残存価値1円となるような負担割合を算定する。
		フローリング	原則㎡単位 毀損等が複数箇所の場合は、居室全体	(フローリング) 補修は経過年数を考慮しない (フローリング全体にわたる毀損等があり、張り替える場合は、当該建物の耐用年数で残存価値1円となるような負担割合を算定する。)
壁・天井クロス	毀損部分の補修	壁(クロス)	㎡単位が望ましいが、賃借人が毀損した箇所を含む一面分までは張替え費用を賃借人負担としてもやむを得ないとする。	(壁[クロス]) 6年で残存価値1円となるような負担割合を算定する。
		タバコ等のヤニ、臭い	喫煙等により当該居室全体においてクロス等がヤニで変色したり臭いが付着した場合のみ、居室全体のクリーニング又は張替費用を賃借人負担とすることが妥当と考えられる。	
建具・柱	毀損部分の補修	襖	1枚単位	(襖紙、障子紙) 経過年数は考慮しない。
		柱	1枚単位	(襖、障子等の建具部分、柱) 経過年数は考慮しない。
設備・その他	設備の補修	設備機器	補修部分、交換相当費用	(設備機器) 耐用年数経過時点で残存価値1円となるような直線(又は曲線)を想定し、負担割合を算定する。
	鍵の返却	鍵	補修部分 紛失の場合は、シリンダーの交換も含む。	鍵の紛失の場合は、経過年数は考慮しない。交換費用相当分を借主負担とする。
	通常の清掃	クリーニング ※通常の清掃や退去時の清掃を怠った場合のみ	部位ごと、又は住戸全体	経過年数は考慮しない。借主負担となるのは、通常の清掃を実施していない場合で、部位もしくは、住戸全体の清掃費用相当分を借主負担とする。

設備等の経過年数と賃借人負担割合（耐用年数6年及び8年、定額法の場合）

賃借人負担割合（原状回復義務がある場合）





会計帳簿

5 年度

議員名 岡田 智佳

〔支出科目 その他の経費（燃料費）〕

月	支出金額(a)	調査研究分として 按分した金額(b)	備考（内訳、特記事項等）			
4	4,936	2,468	2,000	2,936		
5	6,428	3,214	3,306	3,122		
6	6,442	3,221	3,150	3,292		
7	3,009	1,504	3,009			
8	3,580	1,790	3,580			
9	5,722	2,861	3,243	2,479		
10	8,690	4,345	2,270	2,960	3,460	
11	3,717	1,858	3,717			
12	6,040	3,020	2,895	3,145		
1	6,222	3,111	3,000	3,222		
2	3,759	1,879	3,759			
3	4,598	2,299	3,401	1,197		
合計	63,143	31,570	①			

記入要領 $b \leq a \div 2$ かつ $b \leq 10,000$

〔支出科目 その他の経費（通信費）〕

月	支出金額(a)	調査研究分として 按分した金額(b)	備考（内訳、特記事項等）			
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
1						
2						
3						
合計			②			

記入要領 $b \leq a \div 2$ かつ $b \leq 20,000$

「その他の経費」合計①+②

31,570

領収書等の貼付票

議員名 岡田 智佳

No. 1

使途科目 燃料費

apollo
station

領収書

印 紙

345585

スーパーセルフ沼南給油所
TEL 04-7199-9041
(株) 東日本エネルギー
千葉県柏市大津ヶ丘3-21-6
TEL 04-7199-9041

売上 2023年 4月18日
レギュラー 17:19
上 様 手
現金フリー 00-345585-90001-0001-9

出光ゼアス P- 6(内)
12.82 L 0156.0 2000円

合計 2,000円
(内、消費税等(10.00%) 182円)
預り金 2,000円
釣銭 0円

伝No: 10007 担当:

EneJet

納品書(領収書)

(株) ENEOSジェネレーションズ
柏松ヶ崎SS
千葉県柏市松ヶ崎713-1
TEL: 04-7133-4671
2023/04/26(水) 17:58

様

28174

売上 ENEOSnanaco
レギュラー
000260 ¥2936
19.19L 0153.0 L- 3 N- 7

小計 ¥2,936
(10%対象 ¥2,936
内消費税 ¥266)
合計 ¥2,936

カードID **** *
取引日時 2023/04/26(水) 17:58
nanaco支払額 ¥4,658
nanaco残高 ¥0
※引残高 104 P
24年03月末期限引 104 P
取引通番 00027
返金日時 2023/04/26(水) 17:58
nanaco引当額 ¥1,722
nanaco残高 ¥1,722
※引残高 104 P
24年03月末期限引 104 P
取引通番 00028
端末ID 01200002800013299834

上記にて領収書とさせていただきます
今回nanacoポイント 9P

※上記ポイントは3日目以降に
当SS、7-11各店等での残高確認
チャージにより受取できます

※詳しくは当店スタッフまで

ENEOSnanacoID
No. 1244 担当:
POS番号01

apollo
station

お客様控え

(クレジット領収書)

154601

沼南石油有限会社
TEL 04-7191-5844
沼南SS
柏市大島田119-1
TEL 04-7191-5844

売上 2023年 5月23日
17:00

OKADA CHIKA 様
クレジット

出光ゼアス P- 6(内)
19.00 L 0174.0 3306円

合計 3,306円
(内、消費税等(10.00%) 301円)

支払区分: 一括
承認No. 0000015040
端末識別番号: 0817501154601
端末処理通番: 04417 ATC: 01E7
IC/MS識別子: IC
AID: A0000000651010
JCB Credit
カードシーケンス番号: 01

伝No: 10131 担当:

領収書等の貼付票

議員名 岡田 智佳

No. 2

使途科目 燃料費

SS検索=>https://usappy.jp/ss_corp/
宇佐美HP=><https://usami-net.com/>シン・宇佐美
大感謝祭

※こちらのクーポンを3枚重ねて応募用紙に貼って下さい!!

2023年 5月11日
伝No: 11877

294522

SS検索=>https://usappy.jp/ss_corp/
宇佐美HP=><https://usami-net.com/>

お客様控え

(クレジット領収書)

294522

16号柏隧道

TEL 04-7164-6302

(株)東日本宇佐美

本社 東京都文京区本郷2-22-2

売上

2023年 5月11日

10:57

OKADA CHIKA 様
クレジットレギュラーガソリン P- 3(内)
20.54L @152.0 3122円
(税抜 @138.2)
01200.00
(内、会員様値引 -@2.0 -41円)合計 3,122円
(内、消費税等(10.00%) 284円)

<支払内訳>

クレジット支払 3,105円
UsappyP支払 17円

支払区分:一括

承認No. 0000088368

端末識別番号: 0817501294522

端末処理通番: 06278 ATC: 0003

IC/MS識別子: IC

AID: A0000000651010

JCB Credit

カードシーケンス番号:

Usappy会員

Usappy* 以外

付与予定P:

今回利用P:

利用可能P:

2023年05月末失効ポイント

※本日付与された「付与予定P」は翌日以降反映されます。*~*以外はポイント表示には反映されません。2~3日目を

apollo station お客様控え
(クレジット領収書)

154601

沼南石油有限公司

TEL 04-7191-5844

沼南SS

柏市大島田119-1

TEL 04-7191-5844

売上

2023年 6月 6日

11:29

OKADA CHIKA 様
クレジット出光ゼアス P- 3(内)
18.00L @175.0 3150円合計 3,150円
(内、消費税等(10.00%) 286円)

支払区分:一括

承認No. 0000015107

端末識別番号: 0817501154601

端末処理通番: 04625 ATC: 01EE

IC/MS識別子: IC

AID: A0000000651010

JCB Credit

カードシーケンス番号: 01

伝No: 10087 担当:

apollo station お客様控え
(クレジット領収書)

154601

沼南石油有限公司

TEL 04-7191-5844

沼南SS

柏市大島田119-1

TEL 04-7191-5844

売上

2023年 6月26日

15:27

OKADA CHIKA 様
クレジット出光ゼアス P- 5(内)
18.60L @177.0 3292円合計 3,292円
(内、消費税等(10.00%) 299円)

支払区分:一括

承認No. 0000015149

端末識別番号: 0817501154601

端末処理通番: 04984 ATC: 01F2

IC/MS識別子: IC

AID: A0000000651010

JCB Credit

カードシーケンス番号: 01

伝No: 10124 担当:

領収書等の貼付票

議員名 岡田 智 佳

No. 3

使途科目 燃料費

お客様控え
apollo station (クレジット領収書)154601
沼南石油有限会社
TEL 04-7191-5844
沼南 S S
柏市大島田 119-1
TEL 04-7191-5844売上 2023年 7月 6日
14:30OKADA CHIKA 様
クレジット出光ゼアス P- 6(内)
17.00 L 0177.0 3009円合計 3,009円
(内、消費税等(10.00%) 274円)支払区分：一括
承認No. 0000015214
端末識別番号：0817501154601
端末処理通番：02683 ATC：0201
IC/MS識別子：IC
AID:A0000000651010
JCB Credit
カードシーケンス番号：01

伝No: 10094 担当:

お客様控え
apollo station (クレジット領収書)154601
沼南石油有限会社
TEL 04-7191-5844
沼南 S S
柏市大島田 119-1
TEL 04-7191-5844売上 2023年 8月24日
11:55OKADA CHIKA 様
クレジット出光ゼアス P- 5(内)
20.00 L 0179.0 3580円合計 3,580円
(内、消費税等(10.00%) 325円)支払区分：一括
承認No. 0000154494
端末識別番号：0817501154601
端末処理通番：03645 ATC：0006
IC/MS識別子：IC
AID:A0000000651010
JCB Credit
カードシーケンス番号：00

伝No: 10066 担当:

EneJet

納品書(領収書)
(株) ENEOSジェネレーションズ柏松ヶ崎 S S
千葉県柏市松ヶ崎713-1
TEL:04-7133-4671
2023/09/07(木)15:1728174 様
売上 ENEOSnanaco
レギュラー
000260 ¥3243
18.22L 0178.0 L- 7 N-19小計 ¥3,243
(10%対象 ¥3,243
内消費税 ¥294)
合計 ¥3,243カードID **** *
取引日時 2023/09/07(木)15:15
nanaco支払額 ¥5,722
nanaco残高 ¥0
※引残高 116 P
24年03月末期限引 104 P
取引通番 00031
返金日時 2023/09/07(木)15:17
nanacoチャージ額 ¥2,479
nanaco残高 ¥2,479
※引残高 116 P
24年03月末期限引 104 P
取引通番 00032
端末ID 01200002800017299834上記にて領収書とさせていただきます
今回nanacoポイント 9 P※上記ポイントは3日目以降に
当SS、7-11各店等での残高確認・
チャージにより受取できます

※詳しくは当店スタッフまで

ENEOSnanacoID
No. 0106 担当:
POS番号01

EneJet

納品書(領収書)
(株) ENEOSジェネレーションズ柏松ヶ崎 S S
千葉県柏市松ヶ崎713-1
TEL:04-7133-4671
登録番号: T4010401017885
2023/09/29(金)15:56

様

28174

売上 ENEOSnanaco

レギュラー

000260 ¥2479
14.94L 0166.0 L- 3 N-7

小計 ¥2,479

(10%対象 ¥2,479

内消費税 ¥225)

合計 ¥2,479

カードID **** *
取引日時 2023/09/29(金)15:54

nanaco支払額 ¥2,479

nanaco残高 ¥0

※引残高 116 P

24年03月末期限引 104 P

取引通番 00033

端末ID 01200002800013299834

上記にて領収書とさせていただきます

今回nanacoポイント 7 P

※上記ポイントは3日目以降に

当SS、7-11各店等での残高確認・

チャージにより受取できます

※詳しくは当店スタッフまで

ENEOSnanacoID

No. 2813 担当:

POS番号01

領収書等の貼付票

議員名 岡田 智佳

No. 4

使途科目 燃料費

SS検索=>https://usappy.jp/ss_corp/
宇佐美HP=>https://usami-net.com/

領収書

印紙税申告納

付につき本郷

税務署承認済

294522

16号柏隧道

TEL 04-7164-6302

(株)東日本宇佐美

本社 東京都文京区本郷2-22-2

登録番号 T6010601030604
売上 2023年10月 8日 13:49ウサツビ イカイン 様
現金固定 01-504671-50738-7838-4レギュラーガソリン P-13(内)
13.84L @164.0 2270円
(税抜 @149.1)01200.00
(内、会員様値引 -82.0 -27円)合計 2,270円
(内、消費税等(10.00%) 206円)

<支払内訳>

現金支払 2,253円
Usappy P支払 17円預り金 3,000円
釣銭 747円Usappy会員 UM
Usappy* イト 付与予定P: 13P
今回利用P: 17P
利用可能P: 0P

9。

2023年10月 8日 13:49

レ-No. 06

お預り金額 ￥3,000

お買上金額 ￥2,270

<支払内訳>

現金支払 2,253円

Usappy P支払 17円

釣銭金額 ￥747

預り番号 241-1610



EneJet

納品書(領収書)

(株)ENEOSシエネレーションズ
柏松ヶ崎SS
千葉県柏市松ヶ崎713-1
TEL:04-7133-4671
登録番号:T4010401017885
2023/10/12(木)15:35

様

売上 ENEOSnanaco 28174
レギュラー
000260 ￥2960
18.16L @163.0 L-7 N-19
割引適用(019187)
2円/L,個 割引 済み小計 ￥2,960
(10%対象 ￥2,960
内消費税 ￥269)
合計 ￥2,960カードID **** *
取引日時 2023/10/12(木)15:32
nanaco支払額 ￥3,000
nanaco残高 ￥0
* イト残高 125 P
24年03月末期限* イト 104 P
取引通番 00035
返金日時 2023/10/12(木)15:34
nanaco* イト額 ￥40
nanaco残高 ￥40
* イト残高 7 P
* イト残高 132 P
24年03月末期限* イト 104 P
取引通番 00036
端末ID 01200002800017299834
上記にて領収書とさせていただきます
今回nanacoポイント 9P
※上記ポイントは3日目以降に
当SS、7-11各店等での残高確認
チャージにより受取できます
※詳しくは当店スタッフまで
ENEOSnanacoID
No.5588 担当
POS番号01

お客様控え

apollo station (クレジット領収書)

154601

沼南石油有限会社

TEL 04-7191-5844

沼南SS

柏市大島田119-1

TEL 04-7191-5844

登録番号 T1040002093500
売上 2023年10月30日 19:00OKADA CHIKA 様
クレジット出光ゼアス P-3(内)
20.00L @173.0 3460円合計 3,460円
(内、消費税等(10.00%) 315円)

支払区分:一括

承認No. 0000015859

端末識別番号: 0817501154601

端末処理通番: 04868 ATC: 0258

IC/MS識別子: IC

AID: A0000000651010

JCB Credit

カードシーケンス番号: 01

伝No: 10007

担当

領収書等の貼付票

議員名 岡田 智佳

No. 5

使途科目 燃料費

お客様控え
apollo station (クレジット領収書)

沼南石油有限会社

TEL 04-7191-5844

沼南 S S

柏市大島田 119-1

TEL 04-7191-5844

登録番号 T1040002093500

売上

2023年11月16日

16:21

OKADA CHIKA 様
クレジット出光ゼアス P-3(内)
21.00 L @177.0 3717円合計 3,717円
(内、消費税等(10.00%) 338円)

支払区分：一括

承認No. 0000015982

端末識別番号：0817501154601

端末処理通番：02661 ATC：026D

IC/MS識別子：IC

AID:A0000000651010

JCB Credit

カードシーケンス番号：01

伝No: 10134

担当:

EneJet

系内品書(領収書)

(株) ENEOS エネレーションズ

柏松ヶ崎 S S

千葉県柏市松ヶ崎713-1

TEL:04-7133-4671

登録番号：T4010401017885

2023/12/04(月)17:15

売上 ENEOSnanaco

レギュラー

000260

18.21L

@159.0 L-7 N-19

小計 ¥2,895

(10%対象 ¥2,895

内消費税 ¥263)

合計 ¥2,895

カードID **** * 様

取引日時 2023/12/04(月)17:14

nanaco支払額 ¥4,040

nanaco残高 ¥0

ポイント残高 141 P

24年03月末期限* 104 P

取引通番 00038

返金日時 2023/12/04(月)17:15

nanacoチャージ額 ¥1,145

nanaco残高 ¥1,145

ポイント残高 141 P

24年03月末期限* 104 P

取引通番 00039

端末ID 01200002800017299834

上記にて領収書とさせていただきます

今回nanacoポイント 9 P

※上記ポイントは3日目以降に

当SS、7-11各店等での残高確認・

チャージにより受取できます

※詳しくは当店スタッフまで

ENEOSnanacoID

No.7864 担当:

POS番号01

EneJet

系内品書(領収書)

(株) ENEOS エネレーションズ

柏松ヶ崎 S S

千葉県柏市松ヶ崎713-1

TEL:04-7133-4671

登録番号：T4010401017885

2023/12/26(火)13:04

売上 ENEOSnanaco

レギュラー

000260

19.78L

@159.0 L-7 N-19

割引適用(019187)

2円/L,個 割引 済み

小計 ¥3,145

(10%対象 ¥3,145

内消費税 ¥285)

合計 ¥3,145

カードID **** * 様

取引日時 2023/12/26(火)13:03

nanaco支払額 ¥3,145

nanaco残高 ¥0

ポイント残高 150 P

24年03月末期限* 104 P

取引通番 00041

端末ID 01200002800017299834

上記にて領収書とさせていただきます

今回nanacoポイント 9 P

※上記ポイントは3日目以降に

当SS、7-11各店等での残高確認・

チャージにより受取できます

※詳しくは当店スタッフまで

ENEOSnanacoID

毎月7と5のつく日はナナコの日★

併設の7-11で700円以上お

買い上げでガソリン、軽油3円/L

値引き券プレゼント!開催日↓

5日7日15日17日25日27日

No.0295 担当:

POS番号01

EneJet

系内品書(領収書)

(株) ENEOS エネレーションズ

柏松ヶ崎 S S

千葉県柏市松ヶ崎713-1

TEL:04-7133-4671

登録番号：T4010401017885

2024/01/13(土)14:40

28174

様

売上 ENEOSnanaco

レギュラー

000260

18.64L

@161.0 L-3 N-7

割引適用(019187)

2円/L,個 割引 済み

小計 ¥3,000

(10%対象 ¥3,000

内消費税 ¥272)

合計 ¥3,000

カードID **** * 様

取引日時 2024/01/13(土)14:38

nanaco支払額 ¥3,000

nanaco残高 ¥0

ポイント残高 159 P

24年03月末期限* 104 P

取引通番 00043

端末ID 01200002800013299834

上記にて領収書とさせていただきます

今回nanacoポイント 9 P

※上記ポイントは3日目以降に

当SS、7-11各店等での残高確認・

チャージにより受取できます

※詳しくは当店スタッフまで

ENEOSnanacoID

毎月7と5のつく日はナナコの日★

併設の7-11で700円以上お

買い上げでガソリン、軽油3円/L

値引き券プレゼント!開催日↓

5日7日15日17日25日27日

No.0240 担当:

POS番号01

領収書等の貼付票

議員名 岡田 智佳

No. 6

使途科目 燃料費



お客様控え
apollo station (クレジット領収書)

154601

沼南石油有限会社

TEL 04-7191-5844

沼南 S S

柏市大島田 1 1 9-1

TEL 04-7191-5844

売上 登録番号 T1040002093500
2024年 1月31日 16:14

OKADA CHIKA 様
クレジット

出光ゼアス P- 3(内)
18.00 L 0179.0 3222円

合計 3,222円
(内、消費税等(10.00%) 293円)

支払区分：一括
承認No. 0000016402
端末識別番号：0817501154601
端末処理通番：03986 ATC：02A6
IC/MS識別子：IC
AID:A0000000651010
JCB Credit
カードシーケンス番号：01

伝No: 10164 担当



お客様控え
apollo station (クレジット領収書)

154601

沼南石油有限会社

TEL 04-7191-5844

沼南 S S

柏市大島田 1 1 9-1

TEL 04-7191-5844

売上 登録番号 T1040002093500
2024年 2月23日 15:54

OKADA CHIKA 様
クレジット

出光ゼアス P- 5(内)
21.00 L 0179.0 3759円

合計 3,759円
(内、消費税等(10.00%) 342円)

支払区分：一括
承認No. 0000016519
端末識別番号：0817501154601
端末処理通番：04351 ATC：02B8
IC/MS識別子：IC
AID:A0000000651010
JCB Credit
カードシーケンス番号：01

伝No: 10068 担当



お客様控え
apollo station (クレジット領収書)

154601

沼南石油有限会社

TEL 04-7191-5844

沼南 S S

柏市大島田 1 1 9-1

TEL 04-7191-5844

売上 登録番号 T1040002093500
2024年 3月21日 15:22

OKADA CHIKA 様
クレジット

出光ゼアス P- 6(内)
19.00 L 0179.0 3401円

合計 3,401円
(内、消費税等(10.00%) 309円)

支払区分：一括
承認No. 0000193888
端末識別番号：0817501154601
端末処理通番：04803 ATC：000C
IC/MS識別子：IC
AID:A0000000651010
JCB Credit
カードシーケンス番号：00

伝No: 10103 担当

Enejet

系内品書(領収書)
(株) ENEOS エネシーエネーション

千葉県柏市松ヶ崎713-1

TEL: 04-7133-4671

登録番号: 14010401017885

2024/03/30(土)15:27

様

28174

売上 ENEOSnanaco

レギュラー

000260 ¥1197

7.44L 0161.0 L- 3 N- 7

小計 ¥1,197

(10%対象

内消費税

合計 ¥1,197

カードID **** * 25

取引日時 2024/03/30(土)15:25

nanaco支払額 ¥3,000

nanaco残高 ¥0

※イント残高 168P

24年03月末期限イント 104P

取引通番 00045

返金日時 2024/03/30(土)15:27

nanacoイント額 ¥1,803

nanaco残高 ¥1,803

※イント残高 168P

24年03月末期限イント 104P

取引通番 00046

端末ID 01200002800013299834

※上記にて領収書とさせていただきます

※今回nanacoポイント 3P

※上記ポイントは3日以内に降付

※SS、7-11各店等での残高確認

※チャージは当店で受取できます

※詳しくは当店スタッフまで

ENEOSnanacoID

毎月7と5のつく日はナナコの日★

併設の7-11で700円以上お

買い上げでガソリン、軽油3円/L

値引き券プレゼント!開催日

5日7月15日17日25日27日

No.0131 担当

POS番号01

支払事実申立書（議員用）

次の支払いについて、領収書がない、または一部要件を満たしていませんが、
支払事実と相違ないことを申し立てます。

1 支払年月日

令和4年4月 ～ 令和5年3月分

2 支払金額

63,143円

3 支払先

- ・株式会社 ENEOS ジェネレーションズ
- ・株式会社 東日本宇佐美 16号柏隧道
- ・株式会社 東日本エネルギー スーパーセルフ沼南給油所
- ・沼南石油 有限会社 沼南SS

4 支払内容

燃料費

5 領収書がない、または一部要件を満たさない理由

レシートのため、宛名の記載がない。

令和6年4月15日

議員名 岡 田 智 佳